

平成26年第3回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月12日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第1号から認定第10号まで
平成25年度各会計歳入歳出決算認定に係る各案
(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第1号 八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の
助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第2号 八雲町保育所等の利用者負担に関する条例
- 日程第 5 議案第3号 八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例
- 日程第 6 議案第4号 八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例
- 日程第 7 議案第5号 八雲町保育の必要性の認定に関する条例
- 日程第 8 議案第6号 八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例
- 日程第 9 議案第7号 八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例
- 日程第10 議案第8号 八雲町子どものいじめ防止条例
- 日程第11 議案第9号 財産の取得について
- 日程第12 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及
び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第13 議案第11号 新たに生じた土地の確認について
議案第12号 町の区域の変更について
- 日程第14 議案第17号 財産の無償貸付についての議決の一部変更について
- 日程第15 議案第13号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第14号 平成26年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第17 議案第15号 平成26年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予
算（第1号）
- 日程第18 議案第16号 平成26年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第18号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 同意第1号 八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第21 同意第2号 八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることに
ついて

- 日程第 2 2 報告第 1 号 専決処分の報告について（町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について）
- 日程第 2 3 報告第 2 号 専決処分の報告について（町営住宅の家賃等の支払いに関する訴えの提起について）
- 日程第 2 4 報告第 3 号 平成 25 年度八雲町病院事業会計継続費の精算について
- 日程第 2 5 発議第 1 号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書
- 日程第 2 6 発議第 2 号 核廃棄物の最終処分地建設に反対する意見書
- 日程第 2 7 発議第 3 号 オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書
- 日程第 2 8 発議第 4 号 カジノ合法化法に反対する意見書
- 日程第 2 9 発議第 5 号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書
- 日程第 3 0 発議第 6 号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
- 日程第 3 1 発議第 7 号 2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 2 発議第 8 号 奨学金制度の充実を求める意見書
- 日程第 3 3 発議第 9 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 4 発議第 10 号 電気料金の再値上げの抑制を求める意見書
- 日程第 3 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第 3 6 議員派遣の件

○出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----|-------------|
| 1 番 佐藤智子君 | | 2 番 横田喜世志君 |
| 3 番 安藤辰行君 | | 4 番 岡島敬君 |
| 5 番 三澤公雄君 | | 6 番 掛村和男君 |
| 7 番 田中裕君 | | 8 番 赤井睦美君 |
| 9 番 牧野仁君 | | 10 番 大久保建一君 |
| 11 番 宮本雅晴君 | 副議長 | 12 番 千葉隆君 |
| 13 番 岡田修明君 | | 14 番 黒島竹満君 |
| 15 番 斎藤實君 | 議長 | 16 番 能登谷正人君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
兼行財政改革推進室長		情報政策室長	吉田邦夫君
財務課長	梶原雄次君	兼新幹線推進室長	
兼収納対策室長		会計管理者	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	兼会計課長	
農林課長	佐藤隆雄君	保健福祉課長	前小屋忠信君
併農業委員会事務局長		水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	河田實君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	九十田亨君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	教育委員長	都築享子君
		社会教育課長	
学校教育課長	荻本和男君	兼図書館長	城近真君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	浅井敏彦君	学校給食センター所長	沢野治君
学校教育課参事	本庄伯幸君	農業委員会会長	三輪聰君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	齋藤真弘君
総合病院管理課長	成田耕治君	総合病院医事課長	五十川厚子君
総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君	消防長	大泉達雄君
八雲消防署長	桜井功一君	八雲消防署管理課長	大淵聡君
八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。
よって、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に岡島敬君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。
本日の会議に決算特別委員会に付託をした、平成25年度各会計歳入歳出決算認定にかかる審査報告書が提出されております。
また、町長より単行議案1件と補正予算案1件、及び人事案件2件が追加提出されております。他に議員発議によります意見書10件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、議員派遣の件1件が提出されております。
また、事前に配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。以上でございます。

◎ 日程第2 認定第1号から認定第10号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 認定第1号から認定第10号まで、平成25年度各会計歳入歳出決算認定にかかる各案を一括議題といたします。
本件はかねて審査を付託しておりました、決算特別委員会からの報告書を受けて議題とするものであります。
報告書はお手元に配付のとおりであります。
特別委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
○5番（三澤公雄君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 三澤君。
○5番（三澤公雄君） 決算特別委員長として補足説明をいたします。

去る9月9日の本会議で付託がありました認定第1号、平成25年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定を初め、認定第10号までの各特別会計及び公営企業会計決算認定の審査にあたるため、9月9日から9月11日までの3日間にわたり委員会を開催いたしました。議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する委員会でありますので、その審査の経過につきましては省略をいたしますが、精力的に審査に取り組み、採決を行った結果、各会

計決算につきましては、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、委員会審査を通じて委員各位から述べられました質疑・意見等について、十分にその真意を酌み取られ、今後の行政執行及び予算編成に当たって反映していただくよう強く望むものであります。

政府が打ち出す景気回復策により、中央においてはその兆しも見えているようではあります。地方財政は依然として厳しい状況に変わりありません。そのような中でも行財政改革に対する真摯な取り組みや、給与費等の削減を初めとする町理事者及び職員各位の努力により、平成 25 年度決算での町財政の姿は、全会計の連結決算の状況を示す実質公債費比率及び将来負担比率ともに適正值内を維持しております。この結果、平成 25 年度末での基金残高も約 58 億円となり、それらは今後の八雲町の姿をしっかりと見据え、多くが特定目的基金として積み立てられていることは高く評価できるものであります。

最後になりますが、監査委員におかれましては例月出納検査、定期監査、及び決算審査などにご尽力され、さらに現体制の限界にも触れた上で、的確なる提言をいただきました。今後とも、町理事者をはじめ職員各位の弛まぬ努力、議会における建設的な評価と審議、そして監査委員の独自の考察を加えた 3 者の力が、正常に働くことが財政健全化と町民の幸せに繋がる町政執行を堅持することと信じ、委員長への補足説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 会議の途中ですけど、暑い方どうぞ上着をとってご審議いただきたいと思えます。理事者側もどうぞ上着をとってください。

委員長報告に対する質疑は、議長及び監査委員である議員を除く全議員が決算特別委員であることから、これを省略いたします。

委員長の報告はいずれも原案のとおり認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 討論要求。

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 私は認定第 1 号、認定第 2 号に反対の立場で討論いたします。

まず、第 1 号の一般会計歳入歳出決算についてです。熊石地区側の事業である相沼内川第 2 頭首工護岸整備や中学校建物設備補修事業など、25 年度当初予算で議決した中身と違う内容で予算が使われていました。内容変更が生じる場合には本庁の方に相談・承認を得ることはもとより、議会の常任委員会や臨時会等、幾らでも対応する機会があったはずであります。

合併して 10 年になろうとする今、こうした残念な事例を教訓に、今 1 度基本に立ち返ること。また住民に対しても自治基本条例にある情報共有を重視して、よりよいまちづくり

を進めていただくことを強く要望します。

それと就学援助制度についてですが、所得基準が抑制されたままであります。また援助対象に組み込むことができるPTA会費や学級費、クラブ活動費は適用されてきませんでした。子どもの貧困化が進む中、これらが適用されないことは納得いきません。

以上のことから認定第1号には反対いたします。

次に認定第2号国民健康保険事業特別会計については、毎年の値上げの上に赤字という結果になってしまいました。25年度は差し押さえが強化され、生命保険の解約までありました。一般会計の法定外繰り入れを行うことで保険税の値上げを抑えることを要求し、反対討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 平成25年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

決算の一部に予算計上の根拠がなくなるような執行がなされたところがあり、非常に残念でした。この問題については、次年度の予算を作成する上で十分に注意していただきたいということを強く要望いたします。その上で今回の決算は、国の補助金等を上手く活用したり、基金の組み替えなどを工夫し、限られた財源でより多くの効果を生み出そうという努力が感じられる決算であります。また監査委員の意見書にも書かれておりますが、滞納債権に対し、職員の皆さんが一丸となって連携をとり回収に努力していることは、本当に素晴らしく町民にとっても心強いと思います。

今後、人口減少に伴い少ない納税人口で社会を維持していかなければならない子供たちの世代に、負担を残さない持続可能な行政運営を期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。反対討論ありませんね。

次に賛成の討論の方、発言を許します。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 平成25年度各会計決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

地方にはまだまだ厳しい経済情勢の中でありながら、町理事者及び職員各位におかれましては、最少の費用で最大の効果を生み出すことを念頭に予算編成を行い、その執行に努められた結果、平成25年度においても黒字決算となったことは、まさにその努力の成果があらわれたものと感じております。

また、交付税の減額や公共施設の老朽化などに備えた、八雲町の将来を見据えた基金の積み立ても順調に増額されていることを見ても、財政計画は順調に進められているものと思います。

いつにも増して活発な議論が交わされた決算特別委員会の中で、緊急性、必要性を重視

したために予算執行に至る過程に問題が生じ、質疑が集中した場面もありましたが、言いかえれば、そのことで組織としての問題点を表面化させることができたと言えます。この問題については今後の課題と捉え、しっかりと取り組み、一定の結論を示していただけることを期待し、平成 25 年度各会計決算を認定することに賛成の討論といたします。

○議長（能登谷正人君） 他に討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、認定第 1 号、平成 25 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第 1 号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 2 号、平成 25 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。認定第 2 号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、認定第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、ただいま採決をいたしました認定第 1 号及び認定第 2 号を除く、認定第 3 号から認定第 10 号までの 8 件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました認定第 3 号から認定第 10 号までの 8 件について、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 3 号から認定第 10 号の 8 件については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 議案第 1 号、八雲町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第1号、八雲町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページであります。この度の改正は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う、母子及び寡婦福祉法の改正により、ひとり親家庭の父の定義が明確にされるとともに、法の題名が改められたことから、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第2条第2項第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号は父の定義を下線のとおりに改めるものであります。

附則として、平成26年10月1日から施行しようとするものであります。

なお、助成対象者や内容に変更はございません。

以上、議案第1号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第2号、八雲町保育所等の利用者負担に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第2号、八雲町保育所等の利用者負担に関する条例についてご説明いたします。

議案書2ページであります。この度の条例制定は、子ども・子育て関連3法の制定に伴い、これまで八雲町保育の実施に関する条例で規定していた保護者負担金を、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担金に改めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

子ども・子育て新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、認定こども

園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図るものであります。

条文の説明に移りますが、第1条は趣旨で、既存の町立保育所及び子ども・子育て新制度が適用となる保育所等の利用者負担に関し、必要な事項を定めるものとしています。

第2条は用語の意義の規定であります。第3条は利用者負担金の規定で、国が定める額を限度として規則で定めることとしています。

なお、国が定める額は12月以降に示される予定となっております。利用者負担金は子ども・子育て会議で審議の上、さらにパブリックコメントを経て設定する予定であります。

第4条は利用者負担金の減免規定で、第5条は規則への委任の規定であります。附則第1項は施行期日で、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものであります。附則第2項は八雲町保育の実施に関する条例を引用している、八雲町特定滞納者に対する行政サービス制限条例の一部を改正するものであります。

議案書3ページ、第2条第1号カを下線の部分のとおり改正しようとするものであります。

以上、議案第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第3号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

議案書4ページであります。あわせて概要説明書4ページをご覧ください。この度の条例制定は、子ども・子育て関連3法の制定に伴う児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。概要説明書別紙1にあるように、職員やその人数、施設、設備、開所日数、時間などの基準を定めております。基本的に国の基準に従い条例化したものであります。

第1条は趣旨で、基準を定めるための条例であることを規定しています。第2条は最低基準の目的を規定しています。第3条は最低基準の向上を規定し、子ども・子育て会議の意見を聞き、設備や運営を向上させるよう事業者に対し町長が勧告できる規定と、町長の努力義務を規定しております。第4条は事業者が最低基準を超えての向上や、低下させない責務を規定しております。第5条は一般原則を規定しております。5ページの同条第6項は国の基準には規定していませんが、パブリックコメントや国のガイドラインを考慮し、障がいのある児童や虐待への対応等、特に配慮を要する児童の受け入れの努力義務を規定いたしました。第6条は非常災害対策を規定し、定期的な避難訓練等を義務付けしています。第7条は職員の一般的要件を、第8条は職員の研修等についての規定であります。第9条は設備の基準で、遊び及び生活の場としての機能、静養の機能を備えた専用区画の設置を規定しています。その面積は児童1人につき1.65平方メートル以上と規定しております。第10条は職員の規定で、放課後児童支援員の数を2人以上としています。この基準は通常運営上必要な人数ではなく、開所時間のすべての時間帯において最低必要な配置人数の基準であり、開所直後や閉所間際など児童数が少ない時間帯、例えば児童1人の時でも2人の支援員が必要であるという意味の規定であります。このようなことから2人以上としたところであります。但し書きは、その1人を除き補助員に替えることができる規定であります。支援員は第1号から第9号のもので、都道府県知事が行う研修を修了したものとしております。6ページ第11条は利用者を平等に取り扱う原則の規定。第12条は虐待の禁止の規定。7ページ第13条は衛生管理等の規定であります。第14条は事業者が第1号から第11号までの運営規定を定めておかなければならないという規定であります。第15条は帳簿の整備。第16条は秘密保持等の規定であります。第17条は苦情への対応の規定で、窓口の設置等の対応や、町の指導・助言への対応等の規定であります。8ページ第18条は開所時間及び日数の規定で、開所時間は学校休業日は8時間以上、学校休業日以外は3時間以上、また日数は年間250日以上とする規定であります。第19条は保護者との連絡。第20条は関係機関との連携。第21条は事故発生時の対応の規定であります。附則第1項は施行期日を記載のとおり関係法律の施行の日としております。附則第2項は放課後児童支援員の研修について、5年間の経過措置を設ける規定であります。以上、議案第3号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求め求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第4号、八雲町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

議案書9ページであります。あわせて概要説明書5ページをご覧ください。この度の条例制定は、子ども・子育て関連3法の制定に伴う児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。概要説明書別紙2にあるように、職員数やその資格、施設、設備、運営等の基準を定めております。条例は5章編成とし、国の基準に従い制定したものであります。

第1章は総則で、第1条から第21条までであります。第1条は趣旨で、基準を定める条例ということとしております。第2条は最低基準の目的を、第3条は最低基準の向上を規定しております。10ページ第4条は事業者の最低基準の向上と、現状を低下させてはならない責務を規定しております。第5条は一般原則を、第6条は保育所等との連携を規定しております。11ページ第7条は非常災害への備えを規定しております。第8条は職員の一般的要件を、第9条は職員の研修等を規定しています。第10条は職員の兼務に関する基準を定めております。第11条は利用乳幼児を平等に取り扱う原則を、第12条は虐待の禁止を、第13条は職権の乱用禁止を規定しております。12ページ第14条は衛生管理等を、第15条、第16条は食事の提供に関する事項を定めております。13ページ第17条は利用乳幼児及び職員の健康診断を規定しています。第18条は11項目の内部規定を定めなければならない旨、規定しております。14ページ第19条は帳簿の整備を、第20条は秘密保持等を、第21条は苦情への対応を規定しております。

第2章は家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を第22条から第26条に規定しています。概要説明書5ページの職員数や保育室等の面積の基準を、以下の第22条以降に規定しております。第22条は家庭的保育事業の設備の基準で、専用の部屋の整備、部屋の面積等の基準を定めております。15ページ第23条は職員の配置基準を定めています。第24条は保育時間の規定で、原則8時間と定めております。第25条は保育の内容の規定で、第26条は保護者との連絡についての規定であります。

第3章は小規模保育事業の設備及び運営に関する基準を第27条から第36条に規定しています。第27条は小規模保育事業の区分をA型、B型、C型の3区分と定めております。16ページ第28条は、小規模保育事業A型の施設、設備の基準を定めています。18ページ第29条は職員の配置基準を定めております。第30条は家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定を準用する規定であります。第31条は小規模保育事業B型の職員の配置基準を定めています。19ページ第32条は家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定を準用し、また小規模保育事業A型の設備の基準を準用する規定であります。第33条は小規模保育事業C型の設備の基準を定めています。第34条は職員の配置基準を定めています。20ページ第35条は利用定員を定めています。第36条は家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定を準用する規定であります。

第4章は居宅訪問型保育事業の設備、運営に関する基準を定めています。概要説明書は6ページ中段になります。第37条は居宅訪問型保育事業の保育の対象について規定しています。第38条は設備や備品等の整備について定めています。第39条は職員が原則1対1で保育する旨の規定であります。第40条は連携施設の確保についての規定であります。21ページ第41条は家庭的保育事業の保育時間、保育内容、保護者との連絡についての規定を準用する規定であります。

第5章は事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定めております。概要説明書は6ページ後段から7ページであります。第42条は事業所内保育事業の利用定員の設定の規定で、利用定員の区分に応じ、一般利用枠を設けるものであります。第43条は事業所内保育事業の設備の基準を定めております。24ページ第44条は職員の配置基準を定めています。第45条は連携施設の協力を求めることを要しない特例の規定であります。第46条は家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定を準用する規定であります。第47条は利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業の職員の配置基準を定めています。25ページ第48条は家庭的保育事業の保育時間、保育の内容、保護者との連絡についての規定を準用し、また小規模保育事業A型の設備の基準を準用する規定であります。

附則第1項は施行期日を、記載の関係法律の施行の日から施行しようとするものであります。附則第2項は調理設備、調理員の配置について、5年間の経過措置を設ける規定であります。26ページ附則第3項は連携施設の確保について、5年間の経過措置を設ける規定であります。附則第4項は保育従事者の研修について、5年間の経過措置を設ける規定

であります。附則第5項は小規模保育事業C型の利用定員について、5年間の経過措置を設ける規定であります。以上、議案第4号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 家庭的保育事業とありますけれども、八雲でいえば具体的にはどこにあたるのかお伺ひいたします。それと職員の要件として嘱託医を置くとありますけれども、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。3つ目なんですけど居宅訪問型保育事業というので、対象乳幼児が3歳未満で、障がい・疾病等で集団保育が著しく困難な乳幼児とありますが、これは八雲にはまだないと思いますけれども、これからこういう形のものも予定しているというか、今後検討するというお考えがあればお伺ひいたします。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 現在、八雲町に町内においては、家庭的保育事業と関連の小規模居宅事業、この確認される施設についてはございません。あと嘱託医ですけれども、これは通常の認可保育所と同様に嘱託医を置くということとなっております。居宅訪問型保育事業については、これも八雲町内にはございませんけども、これは町への申請によって基準が合えば、事業をどなたでも運営できるというようなことになってございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 嘱託医のところは、まだよく分からなかったんですけども、これは施設に医師免許のある人を置くということなのか、それとも町内のお医者さんを指定して、そこに何かあったらこう見てもらうっていう意味なのかってことで、1つお伺ひします。それと居宅訪問型保育事業なんですけども、これは今、病児・病後児保育が八雲では行われてませんので、その繋ぎとして効果のあるものかなと受け止めています。これを推進する方向で考えているのかどうかお伺ひいたします。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 嘱託医の関係ですけども、これは町内の病院と契約というのか、そういう行為で可能であります。あと居宅訪問型、いわゆるこれはベビーシッターということで、利用者のお宅に行ってやるという事業ですので、個人でやろうと思えば出来るような事業ということで。これを町が推進するかどうかというのは、今後子ども・子育て会議等で事業計画を策定中でございますので、その辺での議論で検討していくということになると思います。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 居宅訪問型保育事業でベビーシッターっていうのであれば、今タッチっていう団体でやっているものと類似するのかなと思いますけども。タッチに関わっている方々の負担になっても困るんですけども、その病気等のお子さんの所にも行ってくれるっていうのであれば、利用者としては大変助かる事業ではないかと思しますので、タッチの人にちょっと引かれるかもしれませんが、そういうのを働きかけてみるのも必要なことかと思いますが、いかがですか。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 現在、タッチがやっている事業は一時預かりというか、一時保育ということで、利用者がそのタッチの会員の方に来ていただいて、そこで保育すると。そういう一時保育ということで、こっちから出向くということではないんで、ちょっと形態が違うということになります。

（何かいう声あり）

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） タッチの会員が、そういうことが可能であるかどうかは、現在この場では返答はできませんけれど。働きかけは、お話ししてみたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号八雲町保育の必要性の認定に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第5号、八雲町保育の必要性の認定に関する条例についてご説明いたします。

議案書27ページであります。あわせて概要説明書8ページをご覧ください。この度の条

例制定は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育施設等を利用する場合の、保育の必要性の認定に関する基準を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。概要説明書別紙3のとおり、現行の保育に欠ける事由から保育が必要な事由に改正となっておりますが、認定の事由の範囲が広がっております。

第1条は趣旨で、保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとしております。第2条は用語の定義であります。第3条は保育の認定基準の規定で、第1号から第12号までを定めております。第1号は1月において48時間以上働いていること。2号以下、条文のとおりでございますが、現行の事由に加え求職活動や就学等の事由が拡大されております。28ページ第4条は罰則規定で、子ども・子育て支援法第87条第1項及び第3項の規定により定めております。第5条は規則への委任条項であります。

附則第1項は施行期日で、子ども・子育て支援法の施行の日から施行しようとするものであります。附則第2項はこの条例の施行により、現行の八雲町保育の実施に関する条例を廃止する規定であります。附則第3項は八雲町保育所条例第1条の保育所の設置にかかるとの赤線の部分、保育に欠けるを保育を必要とするに改める条文の整理を行うものであります。

以上、議案第5号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第6号八雲町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第6号、八雲町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

議案書 29 ページであります。あわせて概要説明書 9 ページから 11 ページをご覧ください。この度の条例制定は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものであります。保育所・認定こども園・幼稚園が基準を満たしている確認を受けると、特定教育、保育施設となり、教育保育の給付を受けることができる施設となります。同様に家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業も、確認を受けることにより特定地域型保育事業となります。概要説明書別紙 4 では、それらの施設の利用定員に関する基準、運営に関する基準を要約して記載しております。条例は 4 章編成とし、基本的に国の基準に従い制定しようとするものであります。

第 1 章は総則で第 1 条から第 3 条までで、第 1 条は趣旨で、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとしております。第 2 条は用語の意義を定めています。30 ページ第 3 条は一般原則を定めております。31 ページ第 4 条から第 36 条までは特定教育保育施設の運営に関する基準を、第 37 条から第 52 条までは特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。概要説明書 9 ページの施設給付型の利用定員に関する基準を第 4 条に定めております。運営に関する基準は第 5 条から第 34 条に定めています。第 5 条は教育・保育の内容や手続きの説明、利用申込者の同意を得ることを定めております。32 ページ第 6 条は利用申し込みに対して、正当な理由がない限り教育・保育の提供を拒否できない旨、定めております。33 ページ第 7 条は町が行う斡旋、調整、要請に対し、できるだけ協力する旨、定めております。第 8 条は受給資格等の確認を、第 9 条は支給認定の申請にかかる施設の援助を定めております。第 10 条は子供の心身の状況等の把握に努めなければならない旨、定めております。第 11 条は小学校等関係機関との連携を定め、34 ページ第 12 条は記録の整備を定めています。第 13 条は利用者負担額等の受領の規定であります。利用者負担額は、今後示される国の基準をもとに町が定めることとなります。35 ページ第 14 条は施設給付費等の額を保護者に通知する旨、定めています。第 15 条は施設の区分に応じた取り扱い方針に基づき、特定教育・保育の提供を行わなければならない旨定めています。36 ページ第 16 条は施設の自己評価や第三者評価について定めております。第 17 条は子供または保護者の相談及び援助について定めています。第 18 条は緊急時等の対応を定めています。第 19 条は保護者の不正支給等の町への通知義務を定めております。第 20 条は 11 項目の運営規定を定める義務を規定しております。37 ページ第 21 条は職員の勤務体制の確保等に関する規定であります。第 22 条は利用定員の順守を定めています。第 23 条は運営規程等の掲示の義務を定めております。第 24 条は子供を平等に取り扱う原則を、第 25 条は虐待の禁止を、第 26 条は職権の乱用禁止を定め、38 ページ第 27 条は秘密保持等を定めています。第 28 条は保育の内容に関する情報の提供等を定めています。第 29 条は金品等の利益供与の禁止を定めております。第 30 条は苦情解決に関する事項を定めております。39 ページ第 31 条は地域との連携等を、第 32 条は事故発生の防止及び発生時の対応を定めています。第 33 条は会計の区分を、第 34 条は記録の整備を定めています。40 ページ第 35 条は支給認定 1 号にかかる子供が保育を利用する場合の保育の基準

を定めています。第36条は支給認定2号にかかる子供が教育を利用する場合の教育の基準について定めています。

41 ページ第37条以降は第3章で、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。第37条は特定地域型保育事業の利用定員を定めています。第38条は保育の内容や手続きの説明、また利用申込者の同意を得ることを定めています。42 ページ第39条は利用申し込みに対して、正当な理由がない限り保育の提供を拒否できない旨、定めております。第40条は町が行う斡旋、調整、要請に対して、出来る限り協力する旨、定めています。第41条は子供の心身の状況等の把握に努めなければならない旨、定めています。第42条は連携協力する特定教育・保育施設等を確保しなければならない旨、定めています。43 ページ第43条は利用者負担額等の受領の規定であります。利用者負担額は今後示される国の基準をもとに町が定めることとなります。

44 ページ第44条は保育の内容について、国の指針に準じ保育の提供を行わなければならない旨、定めています。45 ページ第45条は保育の自己評価や第三者評価について定めております。第46条は11項目の運営規程を定める義務を規定しています。第47条は職員の勤務体制の確保等に関する規程であります。第48条は利用定員の遵守を、46 ページ第49条は記録の整備を定めています。第50条は準用規程で、概要説明書で第50条と記載のある箇所、特定教育・保育施設に係る規定を特定地域型保育事業について準用する規定であります。

第51条は支給認定1号にかかる子供が、特別利用地域型保育を利用する場合の保育の基準を定めています。47 ページ第52条は支給認定2号に係る子供が、特定利用地域型保育を利用する場合の保育の基準を定めています。第53条は罰則規程で、子ども・子育て支援法第87条第2項の規定により定めております。

附則第1項は施行期日で、子ども・子育て支援法施行の日から施行しようとするものであります。附則第2項は当分の間、私立保育所は従前どおり町から委託を受けて保育を行う特例であります。48 ページ附則第3項は、町からの委託を正当な理由がない限り拒否できない旨の規定であります。附則第4項は支給認定1号に係る子供が、特定教育・保育または特定利用保育を利用する場合の、施設型給付費等に関する経過措置の規定であります。附則第5項は支給認定1号にかかる子供が、特定利用地域型保育を利用する場合の、地域型保育給付費等に関する経過措置の規定であります。49 ページ附則第6項は小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置の規定であります。附則第7項は特定地域型保育事業の連携施設の確保に関して、5年間の経過措置を設ける規定であります。

以上、議案第6号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

開議 午前11時05分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第7号、八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○産業課長（井口啓吉君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） 議案第7号、八雲あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例について提案説明いたします。

議案書50ページから51ページになります。熊石地域のあわび養殖漁業では、本年2月から低水温が2カ月程度、長期にわたり続き、過去に例のない低水温の影響であわびの生育がこの状況に対応できず、大量に斃死する等大きな被害を受けたところでございます。

今回の被害の原因は千島暖流の勢力が弱いため、北西風により表層水が沖に運ばれ、低温の表層水が上昇したものでございます。あわび養殖漁業者は壊滅的な被害を受けたことにより、漁業経営に必要な資金の確保が難しく、今後の養殖事業への投資が多額となっていることから、漁業経営は不安定となっているところでございます。

これらのことから、あわび養殖漁業の経営安定に資するため、八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を制定しようとするものでございます。第1条は目的で、海水の低水温の影響により、あわびの養殖漁業者が壊滅的な被害を受けたことから、漁業経営に必要な資金を融資することにより、あわび養殖漁業者の経営の安定に資するものを目的としております。第2条は用語の定義とし、第1号であわびの養殖漁業者とは水産漁業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合組合員で、八雲町に居住するあわび養殖漁業者を営むものとし、第2号、被害とは平成26年2月17日から平成26年4月11日までの低水温による影響で養殖あわびが斃死した被害を、第3号では融資機関を水産業協同組合法によ

る漁業協同組合としています。第3条は資金の融資の内容を定め、第4条は貸付枠の設定であり、3条により融資を受けた融資機関が、融資を受けた額の範囲内で貸付枠を設定することにしています。第5条は貸付対象を定め、第6条では貸付けの条件として、貸付率は無利子でございます。貸付期間は貸付の日から平成36年3月31日までとし、償還方法は町長が別に定めることとしています。第7条は貸付けの取扱い、第8条は契約の締結。ページ51ページです。第9条は貸付状況の報告、第10条は融資機関に対しての協力義務をそれぞれ定めております。第11条は委任事項であり、附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、田中君。

○7番（田中 裕君） この条例について、考え方をちょっとお聞かせ願ひたいんですけども。その前提として、私は熊石地区の産業振興においては特段の思い入れがあることからして、何点か分からない点がありますので、ちょっと考え方をお聞かせ願ひたいんですけど。

まず1点は時系列的に言いますと、総務の委員会の方にあわびの被害があるということで、ずっと引っ張ってきているよね。6月の11日の委員会でも報告がされて、6月の23日にもあわびが大被害起きたんだと、全滅に近いものができたんだということで。そういう委員会ですっと引っ張ってきたんですね。間もなくあわびの問題が一躍クローズアップされた。で、あわびの問題については私は、ここである程度の町長を始めはじめをつけたということで、この辺の議論は差し控えたいと思うんですけども、そういう流れの中で、この委員会に条例案の提出がなかったもんですからね、この場面でやらざるを得なくなった。それで、この条例案の中で異常な海水温が生じた、そして全滅した。まあ私共も、ダイオウイカが獲れたり、富山県の離島ではあわびが全然とれなくなった。サザエはとれるけれども、全然とれなくなったというふうなテレビ報道もありました。私ども人間においては想像もできない、私は海水温の異常さが見られる。

今回これの条例案を掲出する。また来年以降、同じような症状で全滅したということも、ある程度想定しておかなければならないと思うんですね。そうしたら今回これでいきますよというようになれば、また被害が起きたとなれば、またこのような方策を取り入れようとしているのかどうか、まずお聞かせ願ひたい。

それと償還方法でありますけれども、償還方法は町長が別に定めるというふうにして第6条に明示されてるんですけどもね。償還方法と言ったら今特定されるんですよ。分割か一括かっていうふうなことで。町長はこの、町長が別に定めるという根拠について、何かございましたらお聞かせ願ひたい。それと、この条例等に言われてるのは、これはあくまでも檜山漁協に貸付して、檜山漁協からあわび養殖部会の方々に行くっていうふうな資

金の流れだと思うんですよね。でこの養殖をやっている方々、部会構成してますよね、6名の方々が。この辺の流れについて、ちょっと詳しくお聞かせ願いたい。

それと第10条で、その職員という表現されてるんですけども、これは担当者だと思うんですけども、これは監査委員の方々の監査というのは、これ行政監査ですから該当しないと思うんですけども、この辺の取り扱い。

それで最後に11条で、町長が規則で定めるというんですけども、この規則というのはどのようなものが想定されるのでしょうか。まず1点ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○産業課長（井口啓吉君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） まず、今回あわびの被害がございまして、5月27日に1回目、総務経済の方に報告させていただいております。それを受けてですね、また6月11日ということで、被害の状況がある程度分かったということで、報告をさせていただいております。そういう流れでですね、きておまして、条例改正については、6月11日に総務経済の中で条例の趣旨等を説明してございまして、第何条とかいう説明でなくて、そういう方向で議会の方にお願ひするということで、委員会の方にお願ひした経緯がございまして。

その後ですね、先ほど田中議員がおっしゃったとおりですね、あわびのああい問題がありまして、ちょっと時間があったということで、議会の方の報告についてはちょっと、事務方としてはちょっと説明不足もあったのかなと思ってございまして。それについては大変お詫び申し上げたいと思います。そういう中で、まず1つはですね、養殖部会の今後、もしまた被害があったらということ、まず質問でございまして。天災でございまして、来年のことは恐らく漁業者も分からない。どの業種についても将来のことは分からないのかなとは思いますが、何とか今年の被害について反省をしながら、恐らくそれを土台にしてですね、何とか来年そういうことがあったら対応できるような、そういう施策●●対応ですか、そういうのを研究しながらやっていきたいなと思ってます。

被害はですね、今まで50年ないし100年にあつたか無いかという被害でございまして、漁業者もそういう面で恐らく、右往左往しながらこの2、3カ月、海の中管理しながら恐らくやった経緯が、結果としてああい状態になってしまったということで、もう何というも思いを、というよりも反省という言葉でなくて、もう手の施しようがなかったのかなということもありまして、本当に今思えばですね、漁業者はただただですね、残念でならないという思いです。

ただ来年に向かってはですね、決意を新たにですね、なんとかステップしたいという思いをですね、養殖部会の方からもいただいておりますので、そういう面です、今後、まあ来年そういうこともあったということであればですね、またそれで、またその場面でですね、対応していきたいなと思ってます。ただ、また被害があったら、またこういうことになるんだろうということ、養殖部会の方には話をさせていただきますけれども。本人たちはですね、その時はその時で、また頑張っていくということしか回答を得ていま

せんので、被害を想定して養殖事業をやっているわけでもありませんので、まず自然に合わせた漁業を進めていくという考え方で示されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（能登谷正人君） 償還方法は。

○産業課長（井口啓吉君） それでは償還方法ですけれども、10年の長期分割返済ということで考えてございまして、10年で800万ということになると、そういう方向でいくのかなということで考えております。

（「分割ね」という声あり）

○産業課長（井口啓吉君） 10年で分割ということで、基本的に80万ずつという、なるのかなという考えております。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

開議 午前11時21分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

○産業課長（井口啓吉君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） それでは、ちょっと答弁漏れで申しわけございませんでした。まず資金の流れということでございますが、先ほど分割方法ということ、長期10年というこの方法だったんですけれども、10年の分割を認めるということで考えておりますので、金額は其中です決めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあと、資金の流れなんですけれども、檜山漁協への融資の申し込みは養殖部会を構成する個々の漁業者になります、融資目的は部会の種苗購入であるため、800万は漁協から直接養殖部会の口座へ振り込むということになります。檜山漁協でも貸付の目的以外の使用を防ぐために、養殖部会の口座へ直接振り込むことが、貸付の管理に適切ということで判断しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと10条のその職員はというのは、水産担当者のことを指しております。よろしくお願ひいたします。

それと町長が別に定めるという基準ですけれども、条例の規則を設けてございます。以上です。

（何か言う声あり）

○産業課長（井口啓吉君） それと規則の内容っていうことですけれども、1条は趣旨ということで、この規則は八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金条例に基づいて施行し、必要な事項を定めるものとなっております。第2条は要綱の制定でございまして、条例第2条第3号に規定する融資機関は、あわび養殖漁業安定対策資金の貸付を実施する場合は、貸付に関し必要な事項を定めた要綱を定めるものでございます。第3条償還方法として、融資金の償還の方法は条例第6条第2項に規定する貸付機関に発行する、納入通知書によ

り町長に償還するものとなっております。第4条契約の締結ということになりますけども。条例8条に規定する契約は、契約書様式第1号により締結するものとなっております。第5条貸し付け状況の報告ということでございますけれども、条例第9条に規定する貸付状況の報告は、貸付状況報告書様式第2号により、毎年、年度末に町長に報告するものとなっております。以上でございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） で言えば2回、これ2回目なんですよ。我々、この議会では3回のルールというものはあるんですよ。これ今私、2回目になっちゃう。たいしたこと聞いてないんですよ私。

（何か言う声あり）

○7番（田中 裕君） 言った、言った。それでね、今2回目であと私に与えられたチャンスは2回よりない。だから聞かれたことを喋る。演説しなくてもいいですから。そういうふうにしてやしないと混乱してしまいます。

そこで、委員会に対する条例の提出なんですけどね、これ6月の11日の委員会で行政はこういう事を言ってんですよね。「この常任委員会でご承認いただければ、今後速やかに条例案を整備し、出来次第、総務経済常任委員会に改めて説明させていただきます。」こう言い切っているんですよ。

そしたら当然、我々総務の委員会としては、そういう条例が出てくるなと思ってたの。ところが出てこない。いきなり本会議場だ。言っているでしょう。だから、なぜ最後の最後に、産建の委員会に改めて説明させていただきますよって言っておきながら省略されたのかなど。ここが私はね、信義に劣る行為だと思うんです。私どもは産業振興を図るという前提のもとに、いろいろな期間でいろいろ議論してきたと思う。ところが肝心要の最後に省略されてしまった。で詳しくやるんだったら本会議でやろう。これが行政のスタンスでしょう。

いや、これ私たわ言を言っているんでない。ある資料に基づいて言ってるの。だから何故、こう我々が一生懸命産業振興を図ろうとして、委員会であわびのことを一生懸命皆さんで議論して、で最後に無視だ。本会議でやろうと。だから私それはないでしょうって。最後までずっと、あわびのことで委員会で持ち寄ってきているんなら、最後の最後、掛村委員長に花道くらいかざらしてやれやと。

（何かいう声あり）

○7番（田中 裕君） いや、最後でない。それがね、信義という言葉に繋がっていくの。お互いに信頼して。でその養殖部会に行くって答弁来ましたよね。これ我々八雲町としては檜山漁協に行くんでしょ。したら檜山漁協から養殖部会。これが資金の流れですよ。なんでいきなり養殖部会に行くの。そこが1点と、先ほど休憩時間に三澤さんとか掛村さんとちょっと話したのは、800万やるよ。そしてある程度全滅に近い状態になったんだから、ある程度の免除するよと。5年だら5年。そして実績が上がったらあと5年で返しなさい。

これ貸付金だから、全部お金やるんでなく、また元本で町に戻ってくるから、融資資金だから。私がここで泡吹いて喋る事ではないの。そんなに、ね。いや3回はきついんだけど、まあ、まあいいです。で、またなる可能性があるわけだよね、自然相手ですから。だから、なったらどうするのって私、簡単に聞いているんです。だから、そしてまた、何かしら分からないような答弁がきた。あったらまたどうするのかっていうことを再度、お聞かせ願いたい。ちょっと私今、3点のこと言った。分からないと思う3点のことを、まず1番目で言いました。なぜ委員会を省略したのか。そして資金の流れのこと。そして、なったらまたどうするんだ。この3点をまず聞きました。それ整理しといてください。

それで今回、時系列的に言うと7月の1日臨時議会で、またこれが上程されてきたと。時期尚早だと。今回のあわびのフェスティバルの問題でいろいろな不祥事が発覚した。で、その不祥事の中で、檜山漁協とか養殖部会だとかいう名前がポンポンポン出てきた。そして、その檜山漁協とか養殖部会に貸付金をやるということになれば、何かしら町民感情が私入るんでないのかと思ったもんですからね。ちょっと待ってください。全協でそういう流れになったんですね。私ども貸付金を800万を資金貸与するよということ、皆さん理解してるんです。理解してるの。だけれども今回のようなあわびフェスティバルのような不祥事が出てきた。貸し付けがストレートに行かなくなった。ね、そうでしょう。ちょっと待ってくださいということで、ストップきたんだから。そこでね、私ども議会人は町民の財産だとかね、極端な言い方したらその管理もお任せされてるんですよ、ある面。だから私はね、こういう町有地の処分だとか、貸付金だとか補助金とかってなればね、慎重にかつ厳しく議論をしていかなければならない。これが田中裕の議会に対するスタンスなんです。そこで条例案の提出でタイミングが非常に悪かったと。なかなかこれ面倒さがあるということになれば、じゃあこのタイミングの悪い中で、この条例案をどうとり運びするかという議論をまた片方でしなきゃない。そこで悪いタイミングの中でどうしたらいいのか。これはね、委員会の活用なんですよ。あなた方にここより残されていない。で我々8月の18日、委員会やった。そのときもこれは出てきていない。だからこういうね、不祥事で貸付金になった場合、もう1回スタートやり直ししなきゃないの。そうするとこの条例案はね、ある面、皆さん熊石なんかしなきゃなんねんだって、皆さん共通認識してるもんですからね、これはある程度流れていくの。だから私何回も言うように、何で委員会に相談してくれなかったの。そこが非常に残念なことなんですよ。

で私の演説はこの辺にして、聞くところによると今回の案件の事業については、もう稚貝を購入して進んでるという話、よく耳にするんですよ。ここでまた1つクエスチョンマークが出てくる。ちょっと待てと、貸付金がまだ処理されていないのに何で事業走っているのと。したら貸付金いらないんでないのって、素朴な疑問が出てくるわけですよ。これ事実なんですか。事実だとしたらきちっと説明してください。私に与えられたのこれで2回なんですよ。あと残されたの1回よりないんですよ。以上でちょっと考え方をお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

開議 午前11時40分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き再開をいたします。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） それでは私の方から答弁をさせていただきます。まず第1点目の条例の議員の皆さまへのご説明についてでありますけれども、6月の11日の時点の常任委員会の中でこの被害の話をして、さらには漁業者がですね、この被害によって販売するあわびが無くなって、それで今年についてはその資金をですね、借りなければこの稚貝の購入というか、この事業をですね、継続していくことが困難だという話をさせていただきました。でその中で、今田中議員さんから言っているように、後で条例案をですね、きっと説明するやに言ったんだと思うんですね。それが結果として、そのお話をポイントをですね、お話しする機会がなかったということだったと思うんです。でそれは6月の25日以降のですね、あわびのいろんなトラブル、問題が発生して、そういったものもありましてですね、条例の本文自体はですね、ちょっと事前の審議にあたるのかなと思いながら、ポイントだけはお話しするべきだったと思うんですが。それも今日に至ったということについては、お詫びを申し上げなければならないというふうに思っております。

それから次のですね、養殖部会と檜山漁業組合の資金の流れがどうなってるのかということだと思っておりますけれども、町は檜山漁協にその800万円を融資いたします。そうしますと、檜山漁協の方で漁業者とあわび養殖漁業者とですね、この資金を漁業者にお貸しすると。こういったことで漁業者が借りたものは自分の口座にお金が入ってきますので、それをその漁業者がその被害にあったあわびの事業のために使っていくと。こういった資金ですので、そういったことでその資金が使われていくというふうに考えております。

それから既に稚貝が購入されて、事業が進んでいるんじゃないかというお話なんですけれども、実はあわびの養殖事業につきましてはですね、これは今年でなくて今年の事業は前の年に、既に前の年にですね、この今年度のあわび何個お願いしますという、事前の1年前に依頼をしております。それによって26年度については8万個の稚貝をお願いしますということで、既に去年の時点で言っておりますから、そのあわびの稚貝が今年の春からですね、あわびの生育する適温が15度から20度くらいだというふうに言われていますので、春のその水温を見ながら春、夏、秋というふうにして分けながらですね、稚貝を購入してきていると。入れてきていると。でこれは一括にいれますと、大きさがですね、1年間こう平均的に売れなくなるということもあるようなので、この時期をこうずらしながら、その1年間販売できるような体制をとってきている。こういうお話をしておりました。

そういったことから言いますと、前の年にお願ひしていたあわびですから、本来ですと、売ったあわびをお金をもってですね、稚貝を購入したものにこう充てていくんですけれども

も、今年の場合は売るあわびが被害にあったものですから、すぐ売れるというのは無いということで、この資金を何とかお借りしたいということで条例でお願いを、町の方をお願いをしたという、こういう経緯であります。よろしく申し上げます。

(何か言う声あり)

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（植杉俊克君） すみません。また来年も同じこの低水温の被害がですね、発生したらお金はどうするんだというお話だと思うんですけども。これは漁業者も今回お金を借りますと、自分たちでこれから努力するということですから、また来年も同じように貸してくださいということは考えておりません。そういう話をしておりました。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時45分

開議 午後 0時58分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○13番（岡田修明君） 議会運営委員会委員長。

○議長（能登谷正人君） 議運委員長。

○13番（岡田修明君） 議会運営委員会から申し上げます。本定例会開会時にも皆様にお願ひいたしました、限られた会期中の中でしっかりと運営していくためには、皆様のご協力が必要であります。

そのためには、理事者側におかれましては条例を、議案を上程するに当たりまして、しっかりとした説明と真摯な対応を行っていただきたいと思ひます。また、我々議会側も分かりやすく皆様に質疑を行うように取り運びいたしますので、重ねてのご協力をよろしくお願ひいたします。以上であります。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） それでは、私からご答弁をさせていただきます。6月11日の田中議員さんからの常任委員会のお話がありました。その中で、あわびの今後の対応についてということで、私の方からもご説明した中で、平成26年度の種苗購入代金、その中で800万円が不足するというので、今後の資金調達に漁業者も苦勞しておりますというお話もさせていただきました。さらにはあわびの養殖の経営安定資金として、融資条例も今後制定を考えていきたいと。さらにはこの条例案がですね、できましたら総務経済常任委員会にも改めてご説明をさせていただきたいと。こういうお話をさせていただきましたけども。そのとおりに条例案も説明をしなかったということでもありますので、まずお詫びをしたいと思います。

それからもう一方で、稚貝のことにつきましては既に1年前から依頼をして、その稚貝

を頼んでおりました、今年の春からすでに春、夏というふうに稚貝を利用しておりますことも事実であります。議員の皆様には私どもからの不十分な説明をしたということでありまして、誤解を招いたことにつきましても、心からお詫びを申し上げたいというふうに思っています。

今後、このようなことのないように十分に留意をさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。

○産業課長（井口啓吉君） 議長。

○議長（能登谷正人君） はい、産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） 度々の答弁漏れ大変申し訳ございません。先ほどですね、田中議員から、あわびが死んだら今後どうするのかという質問かなと思いますけれども、先ほどもちょっと長々と説明したんですけども、なかなか予測できないという中でですね、養殖事業、養殖やっているという事なんで、来年もしこういうふうな低水温が続いたらどうするかっていうことなんですけれども、今年の実験を踏まえですね、いろいろなことを、それからいろいろな関係者等と努力してですね、対応できるようにしたいという養殖部会の思いもございますので、できるだけそういうことを予想しないでですね、なんとかやっていきたいということではありました。

そういうことで、もしその被害があったら、何とかその時はその時で対応していきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） あと良いですよ。答弁漏れまだある。ないですよ。他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 私に与えられた時間もこれが最後なんですね。いろいろな答弁があったんですけども、どうも噛み合っていない。私共ここに立って発言するということは、町民の方々にいかに町費を有効活用していただけるか。この一念なんですよ。何とか成功してほしい。だからこういう議論がなされるわけだ。

で今聞くと、自然現象相手の産業の育成ですからね、またこういう事態になりうるかも分からない。非常に私危惧するんですよ。海の中なんて誰も分からないんですから。だから、またこういうふうな事態になったらどうなるんですかって、簡単なことを聞いている。

この条例の中に、翌月からもうすぐ返済が始まるというふうな表現されてるんですけどね、我々民間においてはある程度の余裕期間を持って、例えば10年のスパンで来る。5年は良いよと、5年は猶予するよ。そして6年目からっていうふうな手法があるんですよ。これはね、非常に効果的な制度資金なんですよ。

我々もこのあわびの人方成功してほしい。だからそういうやりやすいような、そういう方向でいろいろ指導して知恵を出し合いながら、そして何かありましたら総務の委員会にご相談していただければ、総務の委員会の委員の皆さんもいろいろな知恵持ってますから、

それをお宅方の知恵と我々議員の知恵とぶつかり合って、そこに携わる人方が本当にいい方向で持ってくというふうな、これぞまさしくね、補助金の本来の姿だと。で、そこ、もうそろそろやめます。

そこでね、この養殖部会の6名の方々は、笹田道議が熊石のこの6名の養殖部会は、将来の熊石の漁業の振興を図っている中心的な役割を将来に担うだろう。だから懇談会したい、この方と道議が。で、私ども旧熊石の議員さん。能登谷さん、斎藤さん、私と3人で、じゃあ懇談会させよう。そしていろんな制度資金を活用して、いい方向に行こうということでやった経緯があるの、これ。この方々と。その方々に対する補助金、助成金等々について私がここで喋る。私の心中は本当に情けない気持ちがいっぱいなんです。外では雷鳴ってます。田中議員、雷落とすように興奮してもの喋れ、天命がそういうふうにして私の後を押してくれています。けどもそれだったら大人気ない。

そこで町長。町長に最後しめましょう。町長は平成19年の12月の13日の定例会。この議場で、前の町長の川代町長と一般質問のやりとりの中で、岩村町長は産業の振興を謳ったんです。そして侃々諤々の議論をしたんです。これは私のあのメモにねえ、あるんですよ。

でそこでどういう話されたか。新規就農者に対する補助金。育成しよう、だから町も汗かけ、我々もかく。激しいやりとりがあったんですよ。私今でもそれ記憶しているの。19年の12月13日の定例会の一般質問です。そこでね、町長はいろんな産業振興をやろうとする。そういうスタンスは分かるの。けども我々議会・行政というのは自治法の傘のもとで運営して経営していかなきゃならない。町政運営をしていかなければならない。そうすると自治法の中にいろいろなルールがあるんですよ。

例えば今回のように、そういうあわびの補助事業が出てきた。行政でそういうふうにして出てきた。そうすると今度、対議会ですよ。委員会を経て、委員会で結論が出なかったら全員協議会で徹底的な議論をされる、八雲町議会は。そしてその議論が終わったら、本会議場でされる。そうすると大体これで流れていくんですよ。でそうすると、そういう流れでいったら時間かかるんです。だから町長は多分民間の出身の町長だから、余りにも時間かかり過ぎて、俺やる、俺やりたいって言うのに議会がブレーキかけるんだと。こういう議論される恐れがある。私はそうでないと思う。ルールに基づいてお互いの議論の中で、将来の八雲をどうしていかなければならないかという議論をされると思うんです。だから多少の時間の猶予を私にかかるっていうのはこれ、認識お互いにしないと。だから俺がやりたいのに議会がストップかけるんだと、そういうふうなね。いや、町長は言っていないと思うけれど、そういうことが聞こえてきたら、聞こえてこないようにね町長、お互いに気をつけながら、人の口っていうのは何を言われるか分からない。

もっと言うなれば、今私熊石の案件で議論させていただきます。私、熊石出身の人間です。で家に帰ります。また田中議員は熊石のことになれば席立ってきて熊石の職員らをはじめている。こういう陰口が叩かれる。何と情けないことか。私はこういうことをあえてここで言うってことは、八雲町の議員の皆さんが少しでも熊石町のことを分かってもら

がためのやり方なんです。これ田中議員一流のやり方なんです。だからあえて熊石の案件については、猛烈な勢いで議論していく。これが私のスタンスなんですよね。で、もうそろそろ終わります。お前何聞きたいのよって、やじられる前に。

でこういうね、将来条例案とかこういうものはね、事前にやはり議会と行政で練ると。何年前かにザラボヤの問題が出ましたよね。横山水産課長、私どもの委員会に来て汗たらし、「やらせてください。」その一念だったんです。私はそのエネルギーにね圧倒されて、「よしやるか」というふうな議論されたことがあるんですよ。

だからそういうふうにして、この補助金の有効活用。町長、延々と私、演説振っちゃったんですけども、町長が頭の中に整理して、議会にはルールっていうものがある。そういう事由を踏まえてですね、何か町長の所見として、何かお持ちかどうかをお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員から貴重な意見をたくさんいただきました。

今回ですね、特に条例に提出にあたりましてですね、委員会できちっともんでいなかったという点に対しましてはですね、大変私もですね、配慮が足りなかったという意味で陳謝をいたします。

ただ、言い訳ではありませんけれども、当時ですね、あわびフェスティバルの問題等々で担当課もですね、大変困惑をしていた。私もですね、頭が真っ白になるような状態ですね、数か月過ぎたなど、今振り返ればそういう思いであります。そしてまたですね、今回檜山漁協さんにですね、800万を委託してですね、あわび養殖部会の皆さんに貸し付けをするという条例であります。これにつきましてはですね、特に今回に関して大変熊石地域ではですね、低水害によるあわびの被害、さらにはですね、スケトウダラも少なくなりですね、漁業者の方々が意気消沈している、その中でこのあわびの事が起きました。私も何とかしなければならぬなど、議員の皆さんからも何とかしてやれよという声もたくさんありました。

その中で今回この結論を出してですね、この度の条例の提出になりました。返還方法に対しましてはですね、議員皆様から10年間で返すということですので、私も民間であります。田中議員さんおっしゃったとおりですね、やはりせつかく出すお金でありますので、有意義にですね、檜山漁協並びに養殖部会の皆様とご相談をしながらですね、「返還については、町長が別に定める」ということになってますので、その辺は御理解をいただいでやっていきたいなと思います。本当にですね議員皆様にはですね、大変いろんな意見をいただきましたけども、何とかですね熊石の漁業者に対しましての、このあわびの危機に対して、またよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 田中議員さん一生懸命やりましたけども、その中でも明確な答えが出ていないように私は思います。

それはそれとして、総務の常任委員会にこの話が出たときに、稚貝の購入のためについてというのがあったはずなんですけれど。これが、この条文を見ますと、その養殖部会に、養殖業を営む漁業者に貸し付けるというだけになってるわけですよね。その部分で例えば言っちゃ、ちょっと語弊あるかもしれませんが、その漁業者が稚貝を買うためだけじゃないものにも使えるっていう、判断もできるかと思う内容になってます。

それと先ほど田中さんも言ってましたけども、今年だけじゃなく、来年、再来年となった時についていう話をしてました。その中では、例えば2条の2、この文面で期間を限定したために、来年も再来年もってということにならなくなってしまってるんですよね。今回限りみたいな条例になってしまってる。そういう定かでない部分、もしくは懸念される部分があるのに、こういう条文をつくっちゃったっていうことの問題。それと先ほどの田中さんの中でも、私もちょっと、すごく気になった部分の答弁漏れって思わせるようなことがあるんです。

それは、稚貝はもう導入されてるといえるのか、入っている。それに対して、要は稚貝に対して800万円融資すると言ったのに、もう入ってる。その金はどうしたんだっていうところに答えてないんですよ。この3点お願いします。

○産業課長（井口啓吉君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） 1点目のですね、融資の流れだと思ってるんですけども。檜山漁協に預託して、個人に貸付という流れかと思えますけれども。

（何か言う声あり）

○産業課長（井口啓吉君） はい。基本的にですね、この貸付融資は稚貝を購入するということの貸付条例なものですから、それ以外の目的には使えないということで考えております。それと、2つ目の2条の条文の関係だと思えますけれども、これについてはですね、ちょっとすいません。

○議長（能登谷正人君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

開議 午後 1時22分

○議長（能登谷正人君） 再開をいたします。

○産業課長（井口啓吉君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） どうもすいません。度々申しわけございません。先ほどちょっと答弁がおかしく、申し訳ございませんでした。

基本的に購入の内容なんですけれども、他にも使えるような条例になってはいますけれど

も、基本的にあわびの購入ということで、その資金の購入事業でございます。

また、あわびはもう既に購入しているという事なんですけれども、基本的に今まで5月の8日に2万2,000個、それから6月25日に2回目の4万6,750個ということで購入してございます。残りの分では10月ということで、購入予定でございますけれども、基本的には、支払いの方は一括終わった段階でですね、支払という事で考えてございますけれども。以上でございます。

(「もう一つ」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 来年以降、またどうする。

○産業課長(井口啓吉君) 来年以降ということなんですけれども、基本的に今回の条例は1年ということなんで、それ以降、またもし何かあったところで、またその時、またその時点で、また検討して、お願いすることになろうかなと思いますけれど、現時点ではこの期間ということで、1年でお願いしたいということで考えてございます。

○2番(横田喜世志君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 横田君。

○2番(横田喜世志君) そういう稚貝を買い付けるのがメインというのも、ちゃんと貸付を受けられた方々にも徹底されるようにしていただきたいと思います。

それと、私が聞いた2点目についてはですね、また来年なつたらいうことは、来年もしなつたら、条例改正をするという気持ちがあるってことですね。そういう押さえでよろしいんでしょうか。

○総務課長(山形広己君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(山形広己君) 条例の内容ですので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。今回あわびの低水温にともなってますね、被害を受けて、この条例についてはあくまでも、今年の被害についてということだけで、条例提案をさせていただいてますけども。議員皆様方からご質問の、来年度も、来年度というか、これ以降も被害があった場合に、どう対応するのかということだと思いますけども、原則、やっぱりその時の被害に対して、どうするのかということ条例化しまして、これが期間がない条例であれば、逆に何の議会にもかけなくてもまた貸付するということも有り得ますので、むしろ、やっぱり今年の被害に対して貸付するというふうに明文化した方が、議員の皆様方も理解しやすいのかなというふうに思います。当然、来年度こういった被害が発生した場合にはですね、また議員の皆様方にも御相談申し上げて、そして条例改正。この期間についての条例改正ということも、あり得るかもしれませんが、今回についてはあくまでも、今年の被害に対しての貸し付けということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(能登谷正人君) 他に。

○5番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○5番(三澤公雄君) 「漁業者の経営の安定に資することを目的とする」と、そう明記

してありますから、私は、今横田議員の方からあわびの種苗に限定する、そのことを徹底するようと言われましたけれども。この条例の趣旨、そして気持ちを最大限発揮させるためにはですね、あわび養殖漁業の、例えば漁具に関する改良等だとか、再びこういった被害だとかが起らないようなことを前提とするような使い道だったら、僕は良いと思うんですよ。それは可能だと思うんです。経営の安定に資するということですから。

で、そういうふうにしてですね、(2) 2条の2に関してもですね、今年のこの26年2月17日から26年4月11日までの低水温の被害ということですが、被害の限定がね。この被害の経営に与える影響というのは、果たして翌年度に稚貝を確保するだけで足りるんだろうか。この時に受けた9割ぐらいの稚貝の斃死は、次の年の販売にね、販売目標にする稚貝が影響を受けているかもしれない。そういうふうを考えればですね、僕は本当に1条の目的っていう部分を最大限考えてですね、融資の金額もここには書いてないわけですから、漁業者が吟味して吟味して、これだけの金額が必要だというものを漁協に提示して、漁協もそれで貸せるというんだったら800万という数字が出てますけども、それにも限定しないんじゃないのかなど。要は現場が必要とするものは、そしてそれが経営計画でしっかり返せるという裏づけを漁業組合がとるとか、そういうものをちゃんと提出してもらえればね、真の意味で、あわび養殖漁業者に対しての支援だという目的を発揮できる条例の解釈が、僕は出来ると思うんですけども。

今までの議論の中では非常にそれができない。議会はそういうことを心配してるんだと思うんですよ。今年の25年度の決算で、予算の流用・転用でことが、非常に話題になった決算委員会でしたので、漁業者の方でそういうふうに使いたいからというような、要するに、稚貝の購入以外のことで、もしそういうことを現場だけの判断でやったとして、今の条例の解釈だったら、また決算でもめることになると思うんですよ。

だからですね、この議論をする場でですね、僕は拡大解釈過ぎるという議論になるかもしれないんですけど、それはここで整理し合ってますね、私が先ほど言ったような解釈に則って、この条例を運用してもいいんじゃないかなと思います。

また、既にあわびを購入して云々という議論もありましたけども、第6条で融資機関が被害者に貸し付ける条件が書いてます。無利息云々って。そして第8条で融資機関と町長との契約って書いてますけども、こういうものが融資機関が先んじて理解をしていれば、既に動かなきゃいけない現場に対して、先取りして融資機関が先行して融資をしているという想像もできるわけですね。

ぜひですね、あわび養殖の現場の困ってる状況に合わせて、この条例を出したんだと言うんであれば、何でも良いて訳じゃないですけども、そういった趣旨が入って行ける要素のように書いてあると思いますので、今言ったような解釈はどうでしょうかということ。

それとですね、融資ですから、最大心配源は、議会の中でも先ほど休憩時間に、焦げつきとかっていう、いわゆるさらに被害が深まって、漁業者の方で融資機関に支払いが滞った場合だとかっていうことが想定されるんですけども。第8条で町と融資機関が別途契約を結ぶとなってますけども、この契約内容も今想定されるものがあるんであれば、示して

いただいた方が、ようするに金融機関と町との契約ですよ。議会もより安心して、この条例を推移を見守れると思うんですけども。どうでしょうか。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

開議 午後 1時36分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 実は元水産をやったという立場もありますので、少し条例をちょっと考えていたんですけども。実は今回の条例案を見ての限りは、平成21年の噴火湾に発生したザラボヤ対策にかかる、各漁協に5,000万ずつお貸しした条例を多分、引用しているのかなというふうに思います。そういうことからすれば、今回は稚貝を購入するという目的でありますし、ホタテでいけばザラボヤ対策をするんだという目的でありました。

でこの時も、この時はたまたま5年間の中で町が漁協に貸し付けをして、漁業者には漁協が貸し付けをするということで、債務の解消は漁協の責任でやってくださいということになっておりますので、例えば漁業者がいかなる事故があっても、これは漁協の責任で町に返してくださいということになっておりますので、今回もその考え方は多分、同じかなというふうに思います。

でもう1点ですね、実は昔からやられております、八雲漁協、落部漁協にそれぞれ3,000万ずつお貸しをしているホタテ養殖漁業経営安定対策資金融資ってものがございます。これ昔は稚貝が取れなかったということで、稚貝購入のための資金だったわけですけども。まあ3,000万ずつお貸ししていたわけですけども、実はこの間、斃死があったりザラボヤがあったり等々ありまして、この考え方を変えまして、ホタテ養殖漁業の経営安定に繋がるものであれば、何に使っても良いですよっていうことの改正を、現在はされておりますので、そういう意味からすると、三澤議員今ご質問のとおり、今回のあわびにつきましては種苗購入に限定してしまったわけですけども、熊石地域のあわびの今後の育成発展を考えるのであれば、ある意味用途をしないという部分での三澤議員のおっしゃることも、十分理解はできると思いますので。まあそんな思いであります。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） まず条例の解釈の関係ですけども。横田議員、三澤議員さんからお話があるとおり、この条例を見る限りは、稚貝を買うという目的というふうには書いてございません。ただ、これまでの総務経済委員会の中で、あくまでも稚貝購入のための資金ということで、ご説明がされているとすればですね、この条例もそういう趣旨で制定したものだというふうに思いますが。議員皆様方からのですね、熊石のあわび養殖漁家

の人達の安定のために、稚貝にかかわらず漁業の経営安定のために、その他の活用方法もこの条例の中で解釈しても良いのではないかということであれば、この条例そのものでは、そういう解釈もできるかとは思いますが。

ただ、総務経済常任委員会で稚貝購入のためというふうに御説明しておりますので、答弁としてもそういうような答弁になっておりますけれども。議員皆様方がそういう稚貝だけではなくて、いろんな経営安定のために使うべきじゃないかと。もっと有効に使うべきじゃないかということであればですね、そういった賛同いただけるのであれば、今回の条例でも解釈することは出来ますので。お許しがいただけるのであれば、そういうふうな活用の仕方をさせていただくということと、今財務課長からお話がありましたように、来年度に向けて、このあわび養殖漁業経営安定対策融資資金をですね、また別な形でですね、八雲のホタテのような形の条例改正ということもですね、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりましたけれども、ありませんか他に。

三澤君、納得ですよ。

○5番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

開議 午後 1時50分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。

それでは今、休憩中に話し合われたとおりですね、この800万はあくまでも稚貝に関連してください。それと他に転用したり、運用するという事は議会がこれだけでもめている原因はそこにあるんで。今回の予算議会見ても、いろいろ転用が得意とする行政側ですから。今後十分に気をつけて業務を執行するように、議長からも注意をしておきます。

それと、このあわび養殖部会の方々には議会の思いもですね、ぜひ伝えておくように副町長をはじめ、まあ町長だな、よく熊石に行くから。町長を初め副町長、産業課長、よく誤解のないように。良いですね、誤解のないように話ししてください。

○議長（能登谷正人君） それでは、他に質疑ありませんね。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第8号

○議長(能登谷正人君) 日程第10 議案第8号八雲町子どものいじめ防止条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長(荻本和男君) 議長、学校教育課長。

○議長(能登谷正人君) 学校教育課長。

○学校教育課長(荻本和男君) 議案第8号八雲町子どものいじめ防止条例について、ご説明いたします。

議案書52ページをお開きください。最初に条例制定の背景について説明いたします。子供のいじめを防止し、子供が明るい将来を築ける環境を実現することは、社会全体で取り組む重要課題であり、昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。この法律の第12条で地方公共団体は法の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例等の形で地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましいとされていることから、八雲町においても子供のいじめ防止に関する基本理念や責務を定め、いじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を明らかにすることにより、子供が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的に、八雲町子どものいじめ防止条例を制定しようとするものであります。

それでは条例の内容について説明させていただきます。本条例は前文の他、6章26条と附則からなっておりますが、いじめ防止対策推進法の内容に沿ったものとなっております。前文で、深刻化するいじめ問題に対し、いじめ防止についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、いじめの防止のための施策を総合的に推進していくため、この条例を制定することを宣言しました。

第1章は総則です。第1条は目的で、ただ今お話ししたとおりの条例制定の目的です。第2条は用語の定義で、この条例で使用する用語について定義しておりますが、法律や道のいじめ防止条例に準じたものとしております。53ページ第3条は基本理念を定めたもので、社会全体でいじめの問題を克服することや、いじめの防止と早期解決を図ることを謳っております。第4条はいじめの禁止、子どもの役割として、いじめをしないことはもちろん、いじめを受けたときの相談や情報機器の使用に関する約束などについても謳ってお

ります。第5条は町の責務として、教育委員会の体制、子供をいじめから守るための施策の策定や関係機関との連携による、学校への支援等について定めております。第6条は学校の責務で、教育活動はもちろん、いじめの早期発見、早期解決、認知した場合の対応等を定めております。54 ページ第7条は保護者の責務として、家庭での教育やいじめを察知、発覚した場合の対応等について定めております。第8条は町民や事業者の責務や役割について、地域における見守りや声かけ活動、いじめを発見した際の情報提供等を謳っております。第9条はいじめ防止のための施策を推進するための、財政上の措置について謳っております。第10条は必要がある場合は、町は国や道に必要な措置を要請することを定めております。

第2章はいじめ防止基本方針等についてです。第11条は町はいじめ防止基本方針で、法の趣旨に基づき、町の基本方針を策定することとしております。第12条は町内のそれぞれの学校が定める学校いじめ防止基本方針について定めております。第13条は関係機関及び団体の連携を図るため、八雲町いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めております。55 ページ第14条は教育委員会の附属機関として設置する八雲町いじめ対策委員会について定めております。対策委員会は教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に関する重要事項を調査審議する組織で、委員5人以内で組織することとしております。

第3章はいじめの防止等に関する基本的施策です。第15条は学校におけるいじめの防止で、道徳教育や体験教育の充実、保護者や地域住民との連携、子供のいじめ防止に関する自主的な活動の促進を謳っております。第16条はいじめの早期発見のための措置についてですが、アンケート調査の実施や相談体制の整備について謳っております。第17条は学校評価等における留意事項で、いじめ防止に係る評価が適正に行われるよう定めております。第18条は啓発及び教育として、いじめに関する町民への啓発や子どもの人権教育の推進について謳っております。

56 ページ第4章はいじめの防止等に関する措置です。第19条は学校におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処を実効的に行うための、学校に設置する組織について定めております。第20条はいじめに対する学校の措置で、教育委員会への報告、子供への支援や保護者への報告や情報共有などの措置について定めております。第21条は学校からいじめの報告を受けた教育委員会の措置として、必要な支援や自ら調査することなどについて定めております。第22条は必要があると認められるときの懲戒や出席停止の措置について定めております。

第5章は重大事態への対処です。重大事態とは法第28条第1項により、いじめにより子供の生命、心身や財産に重大な被害が生じたこと。または、いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていることを指すものであります。第23条は重大事態に対する学校の対処について定めており、具体的には教育委員会を通じて町長へ報告する義務を定めました。第24条は重大事態に対する教育委員会の対処について定めております。教育委員会の調査にあたっては、条例第14条の対策委員会を活用することや、調

査結果を町長へ報告することなどを定めております。57 ページ第 25 条は町長による対処ですが、対策委員会の調査結果について、町長が必要があると認めるときは再調査することができることとしております。

第 6 章は雑則で、第 26 条はこの条例の定めているものの他、必要な事項がある場合は教育委員会規則で定めることについて規定しております。附則で、この条例の施行日を平成 27 年 1 月 1 日と定めております。

以上で八雲町子どものいじめ防止条例の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 何点かお聞きします。54 ページの下段の方です。いじめ防止基本方針というのはありますけれども、これは議会にも提示され、まあ全町の学校に当てはまるような形で作るのか、それぞれの学校において作らせるのか。またできたものについては議会にも提示していただきたいと思いますが、その辺をお伺いいたします。でそのすぐ下ですが、八雲町いじめ問題対策連絡協議会というのは、常設に設置するものなのかどうかということですね。それから 55 ページの第 14 条ですが、これは八雲町教育委員会が附属機関として、八雲町いじめ対策委員会というのを設置するというんですけれども、これも常設なのか、それともいじめが起きたときにこういう委員会を立ち上げるという意味なのか、お伺いします。以上 3 点でお願いします。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育委課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 54 ページの学校いじめ防止基本方針については、学校がそれぞれ定める基本方針であります。で町が定める、別途ですね八雲町は八雲町として、いじめ防止基本方針を定めていくということになります。そして既に各学校では、今年の 3 月末までに基本方針を八雲町内 16 校すべて定めております。それで今後ですね、今まだ学校で定めている部分で終わってますが、今回こういう全町的な条例が、今できることによってですね、条例とそぐわない部分といいますか、学校で足りない部分。あるいは飛び越えた部分。ちょっと中身は、今ここに分からない部分もあるんですが、この条例の趣旨に基づいた基本方針に見直してもらう作業が、学校にお願いしなきゃいけないこともありますし、そしてできた各学校の基本方針については、それぞれ学校のホームページ等、あるいは学校日より等通じてですね、広く公表するように学校の方にも指導してまいりたいというふうに考えております。

次に連絡協議会、第 13 条のいじめ問題対策連絡協議会につきましては、これは常設関係機関団体とお願いしてですね、常設した組織にしていく予定であります。何かの都度立ち上げるということではなくてですね、常設して年に何回かは定期的にですね情報交換、情

報交流する場としていきたいと思っておりますので、これは常設の機関、組織にしたいというふうに考えております。

あともう1点、第14条の対策委員会。教育委員会の附属機関ですが、これも常設の組織にする予定です。と言いますのは、この対策委員会も度々会議を開いてやらなきゃいけないというものでは基本的にはないんですが、先ほど申しあげました第5章の重大事態が起きた場合の調査組織も兼ねるということでありますので、事が起こってから組織、付属機関ですから条例委員になりますので、事が起こってから立ち上げているということでは、迅速な対応ができないということで、常設の組織として重大事態となった場合には、すぐ対応できるような体制をとってまいりたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） こういうふうに町ぐるみで、いじめに対してあたっけいこうっていう姿勢は歓迎しますし、いじめ防止条例というのは必要だとは思っていました。ただ、学校にもいじめ防止のための組織を置くことで、これももちろん必要だと思うんですけども、いざいじめが起きた時に委員会とか組織がたくさんあり過ぎて、どこが一番頑張ってるのかというのは、はっきり分からない感じがするんですけども。その辺でコメントがあればお願いします。どこが中心だっけというか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） まず重大事態の場合どこが一番中心になるかというのと、先ほど申しあげました、その対策委員会での調査になりますので、教育委員会が主体の調査に力点が、力点と言いますか、教育委員会主体の対応になるかと思えます。通常っていうか、そこまで至らないっていうか、他のいじめの問題につきましては、必ず学校から教育委員会に報告の義務も定めておりますので、そこは学校と教育委員会が連携してといいますか、決して学校まかせにならないように、報告を受けた教育委員会も一緒に学校を支援する形で、いじめ問題の解消にあたっていくと。そういう体制になろうかと思えます。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 文厚で説明受けたにもかかわらず、読解力がなくて、今頃質問して申しわけありません。これ、いただいてからずっと読んでいたんですけども。今、教育委員会が中心におっしゃってましたけど、教育委員会という名前が出てくるのは21条あたりからで、あとは全部町が町がって書いていらっしやるんですね。でもこの対象は小学生と中学生及び小学校、中学校ってなったら、やっぱり教育委員会が中心だと思うんで、このアンケート調査だとか、それは町または学校がアンケート調査だとか、それから保護者は町に相談するとかって、私やっぱりこれ教育委員会だと思うんですね。そして学校は教育委員会に報告するっていうの書いてあるので。

これ大津のいじめがあつて、その時の教育委員会の対応がまずいってということから、こういう形になったんだと思うんですけども。八雲町の形としては、やっぱり教育委員会が中心になるべきだと思います。これから教育委員会制度が変わって、教育長と教育委員長が一本化されて、さらにその教育委員会会議の中に町長も加わるということでもありますから、そういうふうにあまり町、町って書くよりは、教育委員会が中心にやるってということが、はっきりとわかるような表現の仕方が、使う保護者にとっても地域の人にとっても学校＝教育委員会のイメージが強いので、そこははっきりした方が良いかなということが1点と。

それから、先ほど重大なっておっしゃってましたけれど、どこでその重大ってね、教育委員会がその対策委員会を使って重大な調査をするという時の、重大さをどこで判断するのかっていったときに、むしろ対策委員会っていうよりは、その時の方が全町あげて、連絡協議会とかで対策組んだ方が、各課の色々な知恵が集まっていいのかなと私は思ったんですけども。いかがでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 冒頭申し上げましたとおりですね、この条例の内容と言いますのは、いじめ対策推進法の内容に沿ったものでありまして、今の町と教育委員会の言葉の使い分けですね、法律の上で教育委員会って謳っている部分と、地方公共団体という部分が法律で分かれて表記しているものですから、この条例でも、町と教育委員会という法律に沿った形での表現内容になっています。ただ、今赤井議員からあつたとおりですね、あくまで主体となってやっていくのは教育委員会という解釈で、対応してまいる予定ですので。そういったことをご理解いただきたいと思います。

次に、重大事態の関係ですけども、重大事態の定義っていいますのは先ほど言いましたとおり、法律で定められた事態ということでありまして。基本的に14条のいじめ対策委員会が対応しますが、ただ、その案件にもよるかと思いますが、必ずその委員5人だけでなくて、今委員会の規則の中では、関係者と言いますか、必要に応じてその委員会に参加して、意見を述べるような形で委員会を動かしてまいる予定ですので、そういった中で、事態に対処して解決を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 課長さんのように、全て知っている方にとっては、こういう解釈きつとできると思うんですね。でも、保護者の責務のところ、「保護者は子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは速やかに学校または町に連絡し」って書いていますよね。でも学校のところでは「教育委員会に連絡し」って書いてのを見ると、そういうふうやっぱりいろんな条例を知っている方は、町＝教育委員会で全部どこでも良いんだって感じるけれど、こうやって分かれて書かれると、そういうのがきちんと

伝わってこない。だからやっぱりこういうのは、町民に分かる書き方をすべきだと思うんです私は。だからこの条例の中にそういうこと細々書かなくても良いかもしれないけれども、「中心は教育委員会です。そして八雲町すべてが対応します。」みたいなところをどこかに入れていただいて、町民が迷わないような条例にしていいただきたい。使いやすい条例にしていいただきたいと思います。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 確かに赤井議員おっしゃるとおりだと思います。それで、この条例の中でも啓発や教育を、18条で啓発を進める、行うということも謳っております。実は条例本体を、自体を町民なかなかこう直接目にして、あるいは解釈してということよりも、この啓発の中で実は、条例の施行に合わせてですね、町民向けのPRのチラシといえますか、そういったものも作成して、もっと条例の条文というよりも分かりやすい内容での、こういう条例が出来まして、こういう時はこういう対応になりますと。そういった啓発活動もやっていきたいと思っておりますので。そういった媒体の中ではですね、町民にすぐ分かりやすいような表現で、お知らせするようにしてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） しつこくてごめんなさい。私、一般質問の時にやっぱり連携とれてないなっていうのはすごく感じたんですね。教育委員会とそのこちらの担当課はどこになるかは分からないんですけども、だからこういう条例を作ったときに、本当にどこに行ってもきちんに対応してもらえるということが約束されなければ、結局は条例だけになってしまうんじゃないかっていう心配をすごくしています。

だから、どこの、教育委員会が中心になって動くのはもちろんでしょうけれど、必ず連携をきちっと取って対応するんだという、ここが何課だから、ここが何課だからとか、そういうことではなくて、そういうところの連携をしっかり取っていただきたいと思います。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 赤井議員おっしゃるとおりですね、この条例の施行に合わせて、関係課、職員、十分に打ち合わせしながらですね、いろんな事態、防いだり、起きたときの対応を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 私も文厚なんで、ちょっと発言しづらいんですけども、いろいろ今の質疑を聞いていて気になることと、今後また時間をかけて、また協議しなきゃいけないことになるかもしれないっていう意味で、問題提起という意味で受け取っていただき

いと思うんですが、3点。

まずは、第4条の「子供は」で始まる部分は、いじめをしませんとか、相談しますとか、子ども目線においた書き方されてるんで、これは先ほど課長が言われた町民向けの、そしてこれは多分、対象となる子ども向けのものに抜き出して書かれるのかなと思うんですけども、その確認。そうなのかなのかっていう確認をいたします。

もう1点は今日、もう議案審議長い時間かかって忘れかけてますけども、前段の方で保育園、幼稚園の部分の町の責任を明記した条例ができましたけども。今回いじめということで、八雲町と謳ってるわけですから。いわゆる小学校に上がる前の部分と、で極端かもしれないかもしれませんがその部分の子供たちと、なおかつ高校に対してもですね、八雲町で遵守すべき条例なんですってということで、ぜひ周知徹底できるような可能性探っていってもらえないのかなと思うんです。就学前の部分は町の別な課の方で取り組みできると思いますので、そこは連携ということで、そして高校の部分は道教委ということかもしれないんですけども、八雲町の子供というふうに考えれば可能ではないのかな、ぜひやるべきじゃないのかなと思います。

もう1点は前者2人の方からの質問がありました、いじめ対策委員会のことですが、25条で町長は必要とあれば再調査を謳っているんですね。新教育委員会法、新しくできる教育委員会法では総合教育会議というものを設けられて、今までの教育委員会に町長も入って、いろんな教育施策をつくっていくというふうになる部分がありますから。僕は今回のこの重大事件が起こったときの、動くべきこのいじめ対策委員会というのは、町長直属でつくっていただいて、常設してもらおうという方が、いわゆる一般町民は赤井さんも言ったように、学校と教育委員会は一体だと思ってるんです。で学校で問題が起こったときにそれをちゃんと調査してもらえるのかというのは、大津の時に第三者委員会を作れ作れということで、非常に時間をかけた部分がありますから。第三者委員会の性格が入ってるという意味は、町長直属で作ればいいのかなど。でも独立といいながら総合教育会議という形で、町長と教育委員会は密接な関係を持っていますから、連絡だとか、あといろんな事情の理解だとかも、ある意味進みますけども。対外的に町長直属というふうになれば、第三者委員会の性格が前面に出ると思いますので、僕はそっちの方がこれから使い勝手がよくなるんじゃないだろうかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。3点伺いました。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） まず1点目、第4条の子供はいじめをしません。自ら宣言するといいますか、子供を主語にした部分は、条例の書き方でも検討したところではあるんですが、なかなか他の条文との関係でこういう形になっておりません。今、三澤議員からあったとおりですね、これから町民への、あるいは子供への周知の中では、その辺きちんと分かりやすくといいますか、そういう内容で示していきたいというふうに思っております。

あと、入学前の子供への対応ですが。繰り返しになりますが、この条例自体が国のいじ

め対策推進法に基づいて作っていますので、国の法律自体が、入学前の子供を対象にしていないことから、今回八雲町の条例も、入学前の子供は対象になっていないということをまずご理解いただきたいと思います。

であと、高校生への対応ですが、北海道も北海道の子供のいじめ防止条例作ってまして、その中で道立学校に通う子供、生徒のことについては、道の条例の方で謳っております。そういったことで町の条例では触れてないということでもあります。

あと、新しいというか、来年4月1日の法律改正で総合教育委員会議が出来て、その中でも、いじめ等あった場合の対応を協議する場ということが定められておりますが。この条例は、繰り返しになりますけども、昨年9月にできた法律に基づいて作ってきた条例ということで、その新しい総合教育委員会議との整合性が、実は今とってみれば図られていないという部分あるっていうのは認識してるところでありますので、今後必要に応じて、新しい教育委員会制度の中での組織の在り方との整合性は、今後必要があれば条例改正含めて検討していきたいというふうに思っています。

それと、あと第三者委員会を町長直属の組織で作ったものが1つあれば、よりいいんじゃないかというご指摘ですが。

○5番（三澤公雄君） 違う違う。いじめ対策委員会っていうものが町長の直属になったら、第三者委員会の性格になるので良いんじゃないですかという提案。

○学校教育課長（荻本和男君） 今の法律ですすね、重大事態発生時に対処する組織として必ず置かなければならないのが、学校または学校設置者の置く調査組織ということで、学校の設置者である教育委員会が、重大事態が起きたときには調査組織を設けて調査するというのが、法律に定められてる内容です。今回の条例では、教育委員会の附属機関の調査組織ということ常設で置くことにしているものですので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

開議 午後 2時33分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第11 議案第9号財産の取得についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書58ページになります。議案第9号の財産の取得についてご説明いたします。概要説明書2ページになります。本件は町道の除雪等の安全を図るため、15年経過した除雪トラック1台を更新するものでございます。この購入は平成26年8月19日に3社で見積もり合わせを行い、落札した業者と契約締結にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第9号のとおり、財産の種類及び数量、除雪トラック1台。取得の金額3,088万4,760円。契約の相手方、北斗市七重浜8丁目13番24号UDトラックス北海道株式会社函館支店支店長田中春雄でございます。

以上、議案第9号の財産の取得について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 議案第10号北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第 10 号、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についてご説明申し上げます。本件は根室北部廃棄物処理広域連合が、平成 27 年 4 月 1 日より北海道市町村職員退職手当組合に加入することとなったことから、規約を変更しようとするものでございます。附則として、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではありますが議案第 10 号のご説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 13 議案第 11 号ないし議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13 議案第 11 号新たに生じた土地の確認について及び議案第 12 号町の区域の変更については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第 11 号、新たに生じた土地の確認について及び議案第 12 号町の区域の変更について関連がございますので、一括ご説明いたします。議案第 11 号の新たに生じた土地の確認についてでございますけれども、初めに概要説明の 12 ページ、13 ページをご覧いただきたいと思っております。12 ページは八雲漁港でございますが、真ん中の突き出た岸壁を中心に黒く表示したところがございますが、この部分が公有水面の埋め立てにより増えた土地でございます。13 ページは落部漁港で、少し分かりづらいかもしれませんが、この部分が公有水面の埋め立てにより増えた土地でございます。この埋め立ては広域漁港整備事業により埋め立てが行われ、平成 26 年 5 月 14 日付で竣工の認可となり、面積が確定されたことから、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、八雲町の区域内に新たに生じた土地として、議会の議決を求めようとするものでございます。議案書 60 ページに戻っていただ

き、位置として八雲漁港は、内浦町 157 番 4 及び 159 番 2 地先で、面積は 239.38 平方メートル。落部漁港は落部 145 番 2 他 8 筆で、面積は 5,231.16 平方メートル。合計 5,470.54 平方メートルとなります。

次に 61 ページの議案第 12 号、町の区域の変更についてでございますけども、ただいまご説明いたしました内容により、新たに生じた土地について、内浦町及び落部の区域にそれぞれ編入しようとするものであり、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、区域の変更の議決を求めるものでございます。

以上で議案第 11 号及び第 12 号の説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 11 号及び議案第 12 号について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号及び議案第 12 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号及び議案第 12 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 14 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 17 号財産の無償貸付についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第 17 号財産の無償貸付についての議決の一部変更についてご説明いたします。

別途配布の議案であります。本件は平成 25 年第 3 回八雲町定例会において議案第 11 号として、社会福祉法人立栄会にあかしや保育園建設用地として二海郡八雲町落部 867 番地 3、貸付面積 2,500.07 平方メートルを無償貸し付けすることについて議決をいただいたものでありますが、その一部について地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

建設用地の一部変更は、過去の大雨の際、隣地の水源から水が溢れたことや昨今の予測を超えた大雨被害等を考慮して、より良い保育環境を提供するために、側溝の整備とともに建設位置を道道寄りに10メートルほど移動したものであります。その結果、敷地確定のための分筆をして、2筆となったところでありますが、面積については変更がございませんので、議員各位のご理解をお願いいたします。

変更後の所在地は二海郡八雲町落部867番地1、貸付面積518.27平方メートル及び同落部867番地3、貸付面積1,981.80平方メートルであります。貸付面積の合計は変更前と同じ2,500.07平方メートルであります。

以上、議案第17号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 議案第13号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第13号、平成26年度八雲町一般会計補正予算（第7号）について提案説明いたします。

議案書の62ページになります。この度の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正で、歳入歳出の補正は歳入歳出それぞれに9,194万円を追加し、歳入歳出の総額を115億8,707万6,000円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の70ページであります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費74万6,000円の追加は、庁用備品購入費で、本庁舎で使用のシュレッダーは平成14年購入であり、故障により点検修理を依頼した結果、修理不能であり、個人情報保護等から新たに購入しようとするものであります。

12 目地域振興対策費 5,215 万 5,000 円の追加は、東部児童館外壁等補修及びふるさと応援寄附金奨励事業であります。東部児童館は経年から外壁の一部が剥離し、放置することにより危険な状況となることから修繕するものであり、11 節需用費、地域会館修繕料で 37 万 5,000 円の計上であります。なお地域でイベントが開催され、緊急を要することから当初計上で、修繕は既に終了しております。あわせて 16 節原材料費 4 万 7,000 円は、同じく東部児童館の木製フェンスが破損していることから、直営により修理しようとするものであります。

ふるさと応援寄附金は、今年度より町外の方が 1 件 1 万円以上寄附された方に、5,000 円相当の特産品を贈呈することとしており、寄附される方が増加傾向にあることから、第 4 号補正において、年間 1,500 件と見込んだところであります。8 月 10 日現在 1,339 件の申し込みの状況となっております。これらの状況から年間寄附者数を 3,000 件増の 4,500 件と見込んで、8 節報償費 1,500 万円、11 節需用費の内、消耗品費 4 万円、印刷製本費 2 万 9,000 円、12 節役務費 664 万 5,000 円、25 節積立金 3,000 万円を計上するものであります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 593 万 1,000 円の追加は、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ支援を行うことにより保育士確保を図るとともに、保育士等の処遇改善臨時特例事業とした、保育士等処遇改善臨時特例事業が、平成 25 年度に引き続き実施されることとなったことから、19 節負担金補助及び交付金 589 万 1,000 円は、民間保育所 3 園に対する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金で、11 節需用費及び 12 節役務費は事業に対する事務費であります。

次に 6 目子育て支援センター費は、事業に要する経費を補助基本額の 2 分の 1 相当を道支出金で充当しておりましたが、道支出金から国庫支出金へ移行となり、また補助率が 3 分の 1 となったことによる財源内訳の変更であります。72 ページであります。4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 589 万 1,000 円の追加は、予防接種法の改正により水痘、水疱瘡が定期接種 A 類疾病に。また、高齢者等肺炎球菌ワクチンが定期接種 B 分類となり、本年 10 月 1 日から施行されることになったことによるものであります。水痘の対象者は生後 12 月から 36 月、平成 26 年度は 60 月までの児童で接種回数は、生後月数に応じ 1 から 2 回で、接種対象者は既に罹患したものを除き 434 名を見込んで、全体事業費を 288 万 9,000 円で、8 節報償費から 19 節負担金補助及び交付金にそれぞれ計上するものであります。次に高齢者等肺炎球菌ワクチンの平成 26 年度の対象者は 65 歳以上の方、平成 26 年度から平成 30 年度までは 65 歳以上で、5 歳年齢ごとであります。及び 60 歳以上から 65 歳未満の内部障害者を有する方で、対象人数は 1,336 人で接種率を 50%と見込んで、実施はそれぞれの医療機関とし、接種料金は各医療機関とも概ね 1 人 8,100 円であり、2 分の 1 相当の 4,000 円の自己負担をお願いし、残り 4,100 円を助成しようとするもので、全体事業費は 300 万 2,000 円で、11 節需用費、12 節役務費、20 節扶助費にそれぞれ計上するものであります。

9 目簡易水道事業費 158 万 2,000 円の追加は繰出金であり、八雲町簡易水道事業特別会計で説明いたします。

2項清掃費、2目塵芥処理費645万1,000円の追加は、熱田旧不燃物捨て場及び山崎旧塵芥処理場に係る整理に要する事業費の計上であります。1点目の熱田旧不燃物捨て場は、昭和50年より旧八雲町が不燃物捨て場を確保するため民有地を借り上げ、平成13年3月31日をもって施設を閉鎖するまで活用してきた施設であります。この捨て場は、捨て場としての整備をしていないことから、例え所有者に返還したとしても町の責任において、今後においても環境調査の継続が必要なことから所有者の意向もあり、このたび購入しようとするものであります。13節委託料、熱田旧不燃物捨て場用地確定測量業務委託料97万9,000円は、購入しようとする用地の確定測量、熱田旧不燃物捨て場連絡用道路用地測量委託料25万2,000円は、当該施設に隣接する町道の一部が、不燃物捨て場用地所有者の用地であることから、この際用地を確定し、寄附を受けようとするものであります。17節公有財産購入費、熱田不燃物捨て場用地は2万5,000平米を325万円で購入しようとするものであります。

2点目の山崎旧塵芥処理場は、旧八雲町の塵芥処理施設で解体を検討しているものの、事業費が膨大になることから実施を見送っている施設であります。施設から国道5号までの町道が民有地であることから、以前より所有者と協議をしまいましたが、この度町が取得することで同意が得られたことから購入しようとするものであります。13節委託料、山崎旧塵芥処理場道路用地確定測量業務委託料17万9,000円は、購入しようとする用地の確定測量、17節公有財産購入費、山崎旧塵芥処理場用地4,966平米を79万5,000円で購入しようとするものであります。第15節工事請負費99万6,000円は、山崎塵芥処理場の管理人住宅は民有地に建設されており、この度土地所有者の理解をいただいたことから、解体しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費131万円の追加は、地域の中心となる経営体への農地集積や、分散化した農地の連担化を円滑にするため、農地集積に協力する方に対する農地集積協力金交付金で、交付単価及び交付戸数の増加によるものであります。

6目農地費は財源内訳の変更で、河北地区水源移動新設工事に対し、道の地域づくり総合交付金が認められたことによるものであります。

74ページであります。3項水産業費、2水産業振興費、800万円の追加は、議案第7号の八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例による貸付金であります。熊石地域のあわび養殖は、低水温が長期に続いたことから大量の斃死を招き、漁業経営に大きな支障となったことから、あわびの里熊石として、より一層あわび養殖漁業の振興を図る必要があることから、融資しようとするものであります。融資先は檜山漁業協同組合で、融資対象は八雲町に居住しあわび養殖漁業を営むもので、無利息とし、融資期間は平成36年3月31日であります。

次に7款1項商工費、6目地熱開発調査事業費は目の新設で、561万6,000円の追加であります。本事業は八雲町内における再生可能エネルギーを探るため、経済産業省のソフト事業である地熱開発理解促進関連事業の補助金を活用し実施するもので、熊石地域に新たな地熱資源の可能性を検討するため、地熱開発に関する研修会、先進地視察等を実施し、

地域の理解を深め地域振興を図ろうとするものであります。13 節委託料 327 万 6,000 円は事業推進のため地熱開発理解促進関連事業調査業務委託料、19 節負担金補助及び交付金 234 万円は、事業に対する理解を深めるため、熊石地域の方を中心に組織する仮称熊石地域地熱開発理解促進協議会に補助し、講師を招いての研修会や勉強会の開催や、先進地視察を実施しようとするものであります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 268 万円の追加は、旧大関小学校の施設の一部を解体しようとするものであります。旧大関小学校は児童数の減少から平成 23 年 3 月に閉校したことから、施設の有効活用を検討してまいりましたが、このたび町内に演習林を保有する日本大学と協議の結果、大学の調査、研究施設として活用することになり、施設を有償譲渡することにしたところであり、譲渡する時期については、大学等での許認可等を経て、年度内に引き渡しをすることとしておりますが、旧大関小学校の施設のうち、大学で使用しない施設である教員住宅 2 棟、遊具、焼却炉等について撤去しなければならないことから、関係する経費を 7 節賃金から 15 節工事請負費に計上するものであります。なお 12 節役務費のうち、ダイオキシン調査手数料 23 万 8,000 円は、焼却炉解体に伴いダイオキシンの有無を調査するものであり、調査の結果、ダイオキシンが確認された場合は解体方法に変更が生ずることから、状況に応じ対応したいと考えております。

3 項中学校費、1 目学校管理費 77 万 8,000 円の追加は電柱等撤去手数料で、昭和 55 年に八雲中学校改築の際に、電波障害からテレビ共聴施設を設置したところであり、平成 22 年より地上デジタル放送へ移行となり、対象の方は個人施設を設置したことから、施設が不要となり撤去しようとするものであります。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費 80 万円の追加は八雲町青少年健全育成推進協議会コミュニティー事業助成金で、同協議会で設立 30 周年記念事業として、親子や青少年が楽しみながらエコを学び、今後の青少年の健全育成を目的に記念講演会を財団法人自治総合センターの支援を受けて開催するものであります。

以上、補正する歳出の合計は 9,194 万円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の 68 ページであります。10 款 1 項 1 目地方交付税 1,999 万 8,000 円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 986 万 1,000 円の追加は、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する事業費の 4 分の 3 の 448 万 8,000 円の他、子育て支援対策事業補助金が道支出金からの移行によるものであります。7 目教育費国庫補助金 7 万円の追加は、へき地児童援助費等補助金で、事業費の確定によるもので、9 目商工費国庫補助金 561 万 6,000 円の追加は、歳出で説明しました地熱開発理解促進関連事業費全額であります。15 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金 810 万円の減額は、国庫支出金へ移行になったことによるものであり、5 目農林水産業費道補助金 471 万円の追加は、歳出で説明しました農地集積協力金交付金に係る経営所得安定対策事業補助金 131 万円及び川北地区水源移動新設事業が、道の地域づくり総合交付金が採択になったことによるものであります。17 款 1 項寄付金、2 目ふるさと応援寄付金 3,000 万円の追加は、ふるさと応援寄付金奨励事業にか

かる寄付件数の増加を見込んでの計上であります。19款1項1目繰越金2,898万5,000円の追加は、歳出に対応した前年度繰越金であり、20款諸収入、5項7目雑入80万円は、歳出で説明しました八雲町青少年健全育成協議会コミュニティ事業助成金に係る自治総合センターコミュニティ助成事業助成金であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の9,194万円の追加であります。

次に繰越明許の補正であります。議案書の65ページであります。第2表繰越明許費の補正は、10款教育費、3項中学校費、八雲中学校屋内運動場改築事業で、限度額は2,026万6,000円であります。八雲中学校屋内運動場の改築のため、既に耐力度調査を実施しているところではありますが、この調査結果は北海道教育委員会の認定を受ける必要があり、この認定に相当の日数が要するため、年度内での実施設計が困難になることから繰り越ししようとするものであります。

以上、議案第13号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第7号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 議案第14号平成26年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第14号、平成26年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書は76ページでございます。この度の補正は、平成25年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に係る補正で、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の保険事業勘定総額に、歳入歳出それぞれ177万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億1,931

万 9,000 円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 80 ページでございます。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金で 177 万 5,000 円の追加は、平成 25 年度の給付実績等が交付額を下回ったことによる返還金で、節説明欄記載のとおり介護保険給付費国庫負担金 69 万 3,000 円、地域支援事業国庫補助金 24 万 7,000 円、地域支援事業道費補助金で 12 万 3,000 円、地域支援事業支援交付金 71 万 2,000 円の返還が生じたための補正であります。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧くださいと思います。9 款 1 項 1 目繰越金で 177 万 5,000 円の追加は、歳出の償還金に係る分を前年度繰越金により対応した次第でございます。

以上、議案第 14 号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 17 議案第 15 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 17 議案第 15 号平成 26 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田 亨君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田 亨君） 議案第 15 号、平成 26 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案書 82 ページをお開きください。この度の補正は、落部簡易水道事業で緊急的に発生する工事要請などに対応するための緊急整備費が不足することから、歳入歳出それぞれに 158 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2,196 万 9,000 円にしようとするものです。補正の理由ですが、落部簡易水道区域内で水産加工用倉庫の新築計画があり、地下埋設物の調査を実施した結果、水道本管が埋設されていることが分かり、支障と

なることから、土地所有者より水道本管の移設要請があったため、移設工事が必要となったところですが、本来、水道本管等の新設や更新には毎年計画的に予算を確保し整備を行っていますが、それとは別に、このような宅地造成などで緊急的に発生する水道本管の整備要請については、当初より緊急整備費として一定の予算を確保し対応していますが、今年度は既に緊急整備費として確保している予算 300 万円のうち、1 件 232 万 2,000 円が執行済みで、残額が 91 万 8,000 円となっており、この度の移設工事に要する費用 250 万円に対し、158 万 2,000 円が不足することから、この不足分を補正しようとするものです。

それでは事項別明細書により歳出からご説明いたします。86 ページをお開きください。下段をご覧ください。2 款施設費、1 項施設整備費、1 目落部簡水施設整備費 158 万 2,000 円の追加は先に説明のとおり、作業用倉庫の新築計画に伴い水道本管が支障となり、移設工事が必要となったことから、移設工事を行うため 15 節工事請負費に不足額 158 万 2,000 円を追加しようとするものです。

次に歳入についてご説明いたします。同じページ上段でございます。3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金に 158 万 2,000 円を追加し、歳出に対応しようとするものです。

以上、議案第 15 号、平成 26 年度八雲町八雲地域簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 18 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議案第 16 号平成 26 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案第 16 号、平成 26 年度八雲町病院事業会計補正

予算（第1号）についてご説明をいたします。

議案書 88 ページでございます。この度の補正は資本的収入及び支出、企業債の補正であります。第2条業務の予定量、主な建設改良計画6号総合病院医療備品等購入1,240万円の追加は、平成26年診療報酬改定に伴うシステム整備事業であります。1点目は入院患者様7人に対して常時看護師1名以上を配置する等の施設基準、7対1入院基本料算定病院の要件として、データ提出加算の算定が義務づけられ、来年3月末までに手続を完了しなければ4月以降の算定が出来なくなることから、データ提出のための医事システムを327万4,000円で購入しようとするものであります。2点目は感染防止に係る部門が設置されている等の施設基準。感染防止対策加算1算定病院の要件として、厚生労働省の院内感染対策サーベイランス（略称JANISといいます）に参加し、データ提出をすることが必須化され、来年3月末までに整備しなければならないことから、JANISに必要なデータ変換システム及び薬剤感受性検査機器を912万6,000円で購入しようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出は、補正予算実施計画により支出からご説明いたします。89ページ下段の表でございます。1款資本的支出、1項総合病院建設改良費、2目固定資産購入費、備品購入費1,240万円の追加は、医療機械器具等備品購入費でデータ提出のための医事システム及び感染防止対策サーベイランス参加システムの購入費でございます。これによりまして、支出合計は既決予算額に補正予算額1,240万円を追加し、33億6,908万6,000円にしようとするものでございます。

これに対応いたします収入であります。上段の表になります。1款資本的収入、1項総合病院企業債、1目企業債1,240万円の追加は、医療機械器具等備品購入費に係る企業債であります。これによりまして、収入合計は既決予算額に補正予算額1,240万円を追加し、32億8,828万円にしようとするものであります。

次に4条企業債の補正であります。88ページに戻っていただきまして、起債の限度額につきましては、医療機械器具購入事業を8,100万円にしようとするものであります。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第19 議案第18号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 議案第18号平成26年度八雲町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは議案第18号、平成26年度八雲町一般会計補正予算（第8号）について提案説明いたします。

議案書1ページであります。歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれに1,464万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億172万1,000円にしようとするものであり、8月19日から20日にかけての豪雨被害に伴う災害復旧費の補正であります。

最初に被害状況から説明いたしますので、概要説明書の3ページの平成26年豪雨による被災及び復旧事業予算により説明いたしたいと思っております。最初に1の被災状況のうち、(1)補助災害工事費はNo.1からNo.3は公共土木施設災害復旧で、ペンケル川沿線等において道路決壊等の3箇所であります。No.4からNo.6は農林水産施設災害復旧事業で、熱田幹線排水路等において護岸連結ブロック決壊等の3箇所であり、補助災害事業として採択が可能と思われる事業で、被災額の計は概算事業費で4,250万円であり、今後調査設計し、国へ申請及び災害査定が行われ、事業費の確定後に補正をお願いしたいと思っております。

(2)は単独災害復旧に係るもので、No.1からNo.17は公共土木施設災害で、路盤流出や路肩決壊、No.18からNo.31は農林水産施設災害で路盤洗掘等であり、被災額の計は概算事業費で914万3,000円であり、(3)の被災額の計は概算事業費で5,164万円であります。今回の補正につきましては、被災状況から緊急を要する箇所につきましては、一時的に各課所管の現行予算により応急復旧しておりますが、引き続き、復旧に要する経費の計上で、先ほど説明いたしました補助災害に係る内容につきましては、今回調査費を計上しており、災害査定後に補正をお願いすることとしております。

それでは事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書の8ページであります。11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目現年度災害復旧費807万5,000円の追加は、13節委託料350万円は公共土木施設災害復旧調査設計業務委託料で、補助災害申請3箇所にかかる調査設計及び気象資料作成業務委託料50万円は、補助災害の申請に対し必要な気象データの作成業務委託の他は、各節に復旧に要する事務事業費の計上でありませ

す。2項農林水産施設災害復旧費、1目現年度災害復旧費657万円の追加は、13節委託料192万4,000円は農業用施設災害復旧調査設計業務で、補助災害申請3箇所に係る調査設計の他、各節に復旧に要する事業費の計上であります。以上、補正する歳出の合計は1,464万5,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の6ページであります。10款1項1目地方交付税994万5,000円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。21款1項町債、7目災害復旧事業債470万円の追加は災害復旧事業に対応するものであり、補正する歳入の合計は歳出と同額の1,464万5,000円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書の3ページであります。第2表地方債の補正は、現年度発生補助災害復旧事業470万円の追加で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第18号、平成26年度八雲町一般会計補正予算（第8号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第20 同意第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 同意第1号八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第1号、八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された事項に不服があった場合、これを審査し決定する重要な機関であり、地方税法の規定により各市町村に設置が義務づけられ、その委員の任期は3年と定められております。本件は固定資産評価審査委員会委員3名が11月17日をもって任期満了となることから、その後任について議会の同意を求めるものであります。

初めに島谷喜人氏は八雲町熊石相沼町178番地に在任で商業を営み、昭和23年1月2日生まれの66歳でございます。同氏は合併以前を含む6期にわたり固定資産評価審査委員に選任されてきた実績を有し、この度、再度選任するものであります。次に森岡毅夫氏は八

雲町東雲町 40 番地 6 に在住で測量業を営み、昭和 27 年 1 月 2 日生まれの 62 歳でございます。同氏も合併以前を含む 6 期にわたり固定資産評価審査委員に選任された実績を有し、この度、再度選任するものであります。次に小林隆氏は八雲町出雲町 19 番地 12 に在住し、昭和 25 年 1 月 13 日生まれの 64 歳でございます。同氏は固定資産評価員審査委員に 1 期選任された実績を有し、この度、再度選任をするものであります。

以上、3 名の方々はいずれも識見が高く豊かで人望が厚く、常に公平な立場に立ち、表裏正しく、大局的な判断をいただける方であることから、適任者と認められますので、議案書記載の 3 名の選任について、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いする次第であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町熊石相沼町 178 番地、島谷喜人さん、八雲町東雲町 40 番地 6、森岡毅夫さん、八雲町出雲町 19 番地 12、小林隆さんを八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、島谷喜人さん、森岡毅夫さん、小林隆さんを八雲町固定資産評価審査委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎日程第 2 1 同意第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 同意第 2 号八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 同意第 2 号、八雲町教育委員会委員の任命に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。本件は、現在教育委員としてご活躍をいただいております、都築享子委員の任期が 11 月 17 日をもって満了となりますことから、その後任について、議会の同意を求めるものであります。後任として任命したい方は、議案書記載のとおり、八雲町大新 279 番地にお住まいの藤内智子さんで、昭和 38 年 5 月 28 日生まれの 51 歳であります。昭和 61 年 3 月京都女子大学家政学部をご卒業後、本州の高校等において非常勤講師を務めた後、民間会社に勤務をされ、現在は公公式八雲駅前教室を開設され、経営者として、また指導者としてもご活躍をされております。

同氏は教育に関する見識が高く、公正な立場で大局的な判断をなし得る方であり、また温厚にして誠実なお人柄でございまして、教育委員として適任でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いする次第でございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案趣旨の説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。八雲町大新 279 番地 2、藤内智子さんを八雲町教育委員会委員として同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、藤内智子さんを八雲町教育委員会委員として同意することに決定いたしました。

◎日程第 2 2 報告第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、町営住宅の明渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書 90 ページになります。報告第 1 号、専決処分の報告についてご説明いたします。

概要説明書の 3 ページになります。本件は長期間にわたり町営住宅の家賃等を滞納している者を被告とする、町営住宅明渡しに関する訴えの提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、平成 26 年 8 月 18 日に専決処分したので、これに報告書するものであります。

議案書 91 ページのとおり、町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について、当事者、原告となる者、八雲町代表八雲町長岩村克詔。被告となるべき者、二海郡八雲町在住の方でございまして。

2. 訴えの要旨、被告となるべきものは、建物明渡し請求にかかる町営住宅に住居しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じ応じなかったため、被告となるべき者に対し、本件町営住宅にかかる明渡し請求を行ったが、被告となるべき者は指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明渡し等を求める訴えを提起するものでございます。

3. 請求の内容でございますが（1）被告となるべき者は、町に対し本件町営住宅を明

渡すこと。(2) 被告となるべき者は、町に対し滞納家賃 111 万 3,960 円と、平成 26 年 8 月 1 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで、1 カ月 4 万 5,400 円の割合で金員を支払うこと。(3) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。との旨の判決を求めるところにしております。

4. 訴えの提起に至るまでの経過でございますが、議案書 92 ページの記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。直轄の裁判所は函館地方裁判所になります。

7. 訴訟に関する取扱いなどは、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか、代理として、上記訴えを提起しております。被告となるべき者から滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が確実に認められる場合は、和解とするものでございます。判決の結果、必要とある場合は上告するという事になっております。

以上、報告第 1 号の専決処分を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 次の専決処分にも通じるんですが、保証人が、入居する時に保証人 2 人つけることになっています。で保証人にはきちんと何回も通知はしているのか。また、保証人の方に請求したことはあるのか、お願ひいたします。

○建設課長（河田 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 保証人には訴訟するという通知はしております。でうちらも保証人の方には、なんとか本人に払ってくれっていう話をしております。それでも言っていないのですね、とりあえず本人に訴訟を起こして判決を待つという事にしております。

以上です。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） これ数えてみると 13 年間なんですね。入居してからその間にですね、保証人に支払われていないよということで、あなたも考えてくれますかっていう通知はしたのかという質問でございます。

○建設課長（河田 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 保証人に対しては一応、今までずっと払っていないという事は何回もはしておりません。その中でうちら督促であれば、常に払っているのではなくて、本人それ、分納として払ってくれています。その時には払っているので、また途中で切れて催告して、また払ってという事で、その間払ってもらっているので、保証人に対しては何も言っておりません。

でそれから、何年も払わなくなった時点で、保証人についても払ってくれと、協力して

くれと。というまた通知もしております。以上、それ常について言われますとやっていないんですけれど。ところどころ払ってもらってるんで、その間は払ってくれると思ってましたので、それについては保証人にはいっておりません。以上です。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 近藤君。

○建設課長補佐（近藤 稔君） ただいまの件ですけれども、連帯保証人に対するですね、納付の協力依頼という形で24年の6月に1回、それから連帯保証に対する同じ名前なんですけれども、納付の協力依頼ということで26年7月に通知しております。

それでですね、この方はですね、先ほど長い年月入られていたということなんですけれども、ずっと滞納していたわけじゃなくて、最初というか、納めていただいていたんですけれども。ただ、ある年数からいろんな事情があったと思うんですけれども、納付がなされなくなったということで、こちらの方からですね毎月の督促状はもとより、年3回程度ですね催告、それから納付が滞っておりますので来庁要請ということで、こちらに来てほしいということで連絡をしております。ですけれども来ていただいております。それから保証人に対する納付依頼ですね、それからこの今の明け渡しの関係なんですけれども、これも突然いったということではなくてですね、24年の10月と25年の6月にその前ですね、最終催告兼住宅明渡予告書というものを出してあります。それでこの通知をいたしましたけれどもですね、来ていただけなかったとか、来ていただいても納付する意思を見せなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

○1番（佐藤智子君） 分かりました。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって本件については、報告済みといたします。

◎日程第23 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 報告第2号専決処分報告についてを議題といたします。本件は町営住宅の家賃等の支払いに関する訴えの提起についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長（河田 實君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（河田 實君） 議案書93ページになります。報告第2号、専決処分報告についてご説明いたします。概要説明書3ページになります。本件は長期間にわたる町営住宅の家賃等を滞納している者を被告とする、町営住宅の家賃等の支払いに関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、平成26年8月18日に専決処分したので、これを報告するものでございます。

議案書91ページのとおり町営住宅の滞納家賃等の支払いに関する訴えの提起について、1. 当事者原告となるべき者、八雲町代表八雲町長岩村克詔。被告となるべき者、二海郡

八雲町八雲町在住の方でございます。2. 訴えの要旨、被告となるべき者は町営住宅に居住しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三に渡る納付催促にもかかわらず、これに応じなかったため、被告となるべき者に対し本件町営住宅に係る明渡請求を行った。被告となるべき者は、8月5日に退去したが、滞納家賃等については支払いの意思表示がないため、本件町営住宅の滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものでございます。

請求の内容(1) 被告となるべきものは町に対し、滞納家賃198万7,220円の金員を支払うこと。これについては訂正分が皆さんにいらっしゃると思うので、よろしく願いいたします。(2) 訴訟費用は被告となるべき者の負担とすること。の旨の判決を求めるものでございます。4. 訴えの提起に至るまでの経過概要については、議案書95ページの記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。直轄裁判所は函館地方裁判所。訴訟に関する取扱などは弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉頭氏ほか、代理人として上記の訴えを提起するものでございます。

被告となるべき者から滞納家賃を完納する旨の申し出があり、かつ、その履行が確実と見込まれる場合は、和解するものとしております。判決の結果、必要がある場合は上告するものでございます。以上で報告2号の専決処分報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 報告が終わりました。質疑があれば許します。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎日程第24 報告第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第24 報告第3号平成25年度八雲町病院事業会計継続費の精算についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長(成田耕治君) 議長、総合病院管理課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長(成田耕治君) 報告第3号、平成25年度八雲町病院事業会計継続費の精算についてご説明いたします。それでは議案書96ページでございます。本件は、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、平成25年度八雲町病院事業会計継続費の精算について、議会に報告するものであります。

内容につきましては97ページにあります、別紙、継続費精算報告書によりご説明をいたします。事業名は精神科病棟改築事業で、平成24年度に設定しました継続費について、平成25年度で継続年度終了のため、精算したものであります。全体計画の総額は10億3,100万6,000円で、支払い義務発生額は10億887万2,000円で、差し引き残額は2,213万4,000円であります。実績に係る財源内訳は記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

開議 午後 3時49分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎日程第25 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第25 発議第1号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第1号、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める意見書案について提案説明を行います。閣議決定の問題点の第一は、従来の海外派兵法に明記されていた武力行使をしてはならない。戦闘地域に行ってはならないという歯どめを外し、自衛隊を戦地に派兵するということとあります。第二は憲法9条のもとで許容される自衛の措置という名目で、集团的自衛権行使を公然と容認していることです。よって、八雲町議会は憲法違反の閣議決定の撤回を求めるとともに、閣議決定を具体化する一切の立法作業を中止するよう強く求めます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は否決されました。

◎日程第 26 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 26 発議第 2 号核廃棄物の最終処分地建設に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 2 号、核廃棄物の最終処分地建設に反対する意見書案について提案説明を行います。お手元の資料の下段の方を読み上げます。東京電力福島第 1 原子力発電所の事故は、原発事故の被害の深刻さを明らかにしました。核のごみを安全に処理する技術が確立されていない元では、使用済み核燃料は、それぞれの場所で保管するより手立てはなく、新たな地域に拡散すべきではありません。よって、八雲町議会は北海道東部はもちろん、東北地方を核廃棄物の最終処分の候補地とする動きを即刻中止することを強く求めます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） はい、起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27 発議第 3 号オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 3 号、オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対す

る意見書について提案説明をいたします。日米両政府は、沖縄県の米海兵隊普天間基地に配備されている垂直離着陸機オスプレイの作戦訓練などで行動範囲を全国に一気に拡大する動きを始めています。防衛省がオスプレイ訓練移転先として北海道大演習場を初め、全国で5カ所を候補地としていることが判明しました。アメリカでは、オスプレイの騒音や環境に悪影響を与える可能性があるとして、テスト飛行を取りやめたところもあります。ところがアメリカ軍は、沖縄では学校や病院を含む人口密集地域上空を避けた日米合意に違反する危険な飛行を繰り返しています。よって、八雲町議会は道民の生命、財産及び安心、安全な生活を守る立場から、オスプレイの国内への配備及び北海道はもとより、全国への訓練地移転と訓練空域拡大に強く反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議ありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

◎日程第28 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第28 発議第4号カジノ合法化法に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第4号、カジノ合法化法に反対する意見書案について、提案説明を行います。文章の下半分ほどを読みます。日本は国民が1年間に5兆6,000億円損失を被る、大変なギャンブル大国で、パチンコという賭博が遊技を名乗って日常的に開かれ、世界で稼働している賭博機の6割が密集している特殊な国だと言われています。ここにカジノという最も危険で、人をのめりこませる新たな賭博場をつくることは許されない

と思います。今でも賭け事にのめりこむギャンブル依存症の問題が深刻さを増しています。

札幌こころのセンターに寄せられた依存に関する電話相談のトップがギャンブルで、多重債務や家庭崩壊、犯罪、自殺につながるケースが少なくありません。道知事も誘致に前のめりの姿勢を示しており、小樽、苫小牧、釧路の3市が誘致に名乗りを上げていますが、ギャンブル依存による影響調査などは全く行われていないという状態です。よって、八雲町議会は、社会を壊し、国民の暮らしを苦しめるカジノ合法化を、きっぱり断念することを強く求めます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 29 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 5 号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○ 2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○ 2 番（横田喜世志君） 発議第 5 号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書について提案説明をいたします。軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、脳内への情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であります。しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は日本の医療において知られておらず、また、MRI等の画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状であります。国においては、現状を踏まえて下記の 3 項目について適切な措置を講じるよう強く要望するも

のであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第30 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第30 発議第6号危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 発議第6号、危険ドラッグ（脱法ハーブ）の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。昨今、合法ハーブと称した販売される薬物、いわゆる危険ドラッグ、脱法ハーブ、脱法ドラッグを吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因と見られる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっております。

記、1. インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締体制の充実を図ること。

1. 簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。

1. 薬物乱用や再使用防止のために危険ドラッグの危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第31 発議第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第31 発議第7号 2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12番（千葉 隆君） 議長、千葉。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 発議第7号 2015年度予算の充実・強化を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められています。また2015年4月から子ども・子育て支援新制度の本格実施が予定されています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために政府に対策を求めるものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 32 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 32 発議第 8 号奨学金制度の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 8 号、奨学金制度の充実を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年 3 % を上限とする利息付の第二種奨学金があります。平成 24 年度の貸付実績は、第一種が約 40 万 2,000 人、第二種が約 91 万 7,000 人となっています。

記、1. 高校生を対象とした給付型奨学金制度は拡充を行い、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。

2. オーストラリアで実施されているような収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還できる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。

3. 授業料免除を充実されてるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。

4. 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の皆様におかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 33 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 33 発議第 9 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施

策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案説明をいたします。地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっております。このような中、北海道では、平成21年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには木材加工流通施設・木造公共施設の整備など地域の様々な取組を支援し、北海道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しています。今後もこうした取組をさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。以上のことから林野関連施策の充実・強化を図ることと、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保することを要望事項とし、意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第34 発議第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第34 発議第10号電気料金の再値上げの抑制を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 発議第10号、電気料金の再値上げの抑制を求める意見書について、

提出者を代表し提案説明をさせていただきます。北海道経済は未だに景気回復の実感に乏しく、厳しい状況が続いている折、昨年9月に続き電気料金が再値上げされることになれば、町民生活に大きな影響を及ぼすことは必至である。よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1. 電気料金の再値上げについて、政府として、北海道電力株式会社に対し、全社をあげた最大限の経営効率化と徹底した経費の削減などを求め、電気料金の再値上げについては極力抑制されるよう積極的に働きかけを行うこと。

2. 電力の安定供給については、現在の北海道電力株式会社での老朽化が進んでいる火力発電所を高頻度で稼働する等の対策では、突発的な不具合の発生により需給逼迫の恐れが生じるなど、電力供給には不安定な要素も多く、町民生活はもとより、中小・小規模企業の事業活動に支障を来すことが危惧されることから、様々な手段により電力の安定供給の実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第35 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第73条の規定により特定調査事項について、閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎日程第 36 議員派遣の件

○議長（能登谷正人君） 日程第 36 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については会議規則第 125 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、平成 26 年第 3 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 4 時 2 0 分]